

## 農作物共済損害評価要綱

( 昭和47年 3月23日47農経 B第466号 農林省農林経済局長通知 )

改正	昭和52年 9月 5日	52農経 B第2107号
"	昭和53年 8月 7日	53農経 B第2342号
"	昭和53年 8月29日	53農経 B第2597号
"	昭和55年 6月 9日	55農経 B第1431号
"	平成元年 4月21日	元農経 A第 409号
"	平成 4年 4月22日	4 農経 B第 708号
"	平成 5年 2月10日	5 農経 B第 43号
"	平成 5年 7月30日	5 農経 B第1980号
"	平成 6年 1月18日	5 農経 B第2991号
"	平成10年10月26日	10農経 B第2845号
"	平成12年 6月28日	12農経 B第2141号
"	平成12年11月17日	12農経 B第3784号
"	平成13年 1月 5日	12農経 A第1774号
"	平成15年 6月30日	15経営 第1712号
"	平成16年 6月15日	16経営 第1353号
"	平成18年 9月29日	18経営 第3724号
"	平成19年 1月18日	18経営 第5563号
"	平成19年 4月 2日	18経営 第7920号
"	平成20年 3月31日	19経営 第7928号
"	平成20年 5月12日	20経営 第 694号
"	平成20年12月 3日	20経営 第4876号
"	平成23年 5月18日	23経営 第 171号
"	平成23年 9月 1日	23経営 第1663号

# 第 1 章 通 則

## 第 1 節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号。以下「施行令」という。）、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）、農作物共済損害認定準則（昭和33年4月30日農林省告示第307号。以下「準則」という。）及び特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成12年3月31日農林水産省告示第484号）に準拠して定めたものであり、農作物共済の損害評価の業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

## 第 2 節 共 済 事 故

農作物共済のうち一筆単位引受方式（準則第1第1項の「一筆単位引受方式」をいう。以下「一筆方式」という。）、半相殺農家単位引受方式（準則第1第1項の「半相殺農家単位引受方式」をいう。以下「半相殺方式」という。）及び全相殺農家単位引受方式（準則第1第3項の「全相殺農家単位引受方式」をいう。以下「全相殺方式」という。）の共済事故は、次に掲げる災害による農作物の減収とし、特定農作物共済（準則第1第4項の「特定農作物共済」をいう。以下、水稻については「品質方式」、麦については「災害収入共済方式」という。）の共済事故は、次に掲げる災害による農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少である。ただし、法第85条第4項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない方式（以下「事故除外方式」という。）による農作物共済については、水稻の「いねしらはがれ病菌による病害」、「いねおうかいしゆく病菌による病害」、「いねもみがれさいきん病菌による病害」及び「いねようしょうかつぺん病菌による病害」以外の病虫害は共済事故としない。

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 風 水 害 | 暴風、強風、潮風等による風害、冠水、浸水、流失、埋没、浸潮等による水害（豪雨、長雨等によって鉱山の有毒物が河川に流入したことによる鉱毒の害を含む。）及び風害と水害が同時又は相前後して発生した場合の災害 |
| 2 | 干 害   | 干ばつによる災害（干ばつによる塩害、河川水の流量減少のため生じた海水の逆流による塩害及び干ばつのため用水の統制を行った結果一部に発生した干害現象を含む。）                        |
| 3 | ひょう害  | 降ひょうによる災害  |
| 4 | 冷 害   | 低温及びこれに付随する異常気象（例えば日照不足）のため生じた災害   |
| 5 | 凍 霜 害 | 気温の急激な低下による災害（麦の幼穂形成期以後に発生する寒冷の害等がこれに該当する。）  |

- |    |                 |  |
|----|-----------------|--|
| 6  | 暖冬害             | 不時出穂又は分けつ不足を生じせしめる暖冬による災害（暖冬により穂の生育が促進されていたため、平常の年ならば災害とならないような時期において低温により発育中の穂が枯死し又は不稔となったものを含む。） |
| 7  | 寒害              | 冬期間の寒冷による災害（茎葉の枯死、根の浮上、分けつ不足等が生じた場合である。）   |
| 8  | 雪害              | 積雪による災害（長期の根雪による麦の栄養失調症を含む。）   |
| 9  | 雨害湿潤害           | 長雨その他雨そのものによる災害及び濃霧その他大気の湿潤による災害（穂発芽、腐敗等がこれに該当する。）   |
| 10 | 冷湿害             | 低温と大気及び土壌の湿潤が重複して起こる災害   |
| 11 | 土壌湿潤害           | 土壌の湿潤による災害（根部の機能障害等がこれに該当する。）  |
| 12 | 地震害             | 地震による災害（地震による津波、水害及び干害等を含む。）   |
| 13 | 雷害              | 落雷による災害  |
| 14 | 噴火の害            | 火山の噴火による溶岩の流出及び降灰等による災害  |
| 15 | 地すべりの害          |  |
| 16 | その他の気象上の原因による災害 |  |
| 17 | 火災              |  |
| 18 | 病害              |  |
| 19 | 虫害              |  |
| 20 | 鳥害              |  |
| 21 | 獣害              |  |

### 第3節 共済責任期間

共済責任期間とは、1の始期から2の終期までの期間であり、その期間中に共済事故が発生し、それにより第4節の1に規定する損害が生じた場合において組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）に対し共済金の支払責任の生ずることとなる期間である。

#### 1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、水稲については本田移植期（直はんをする場合にあっては、発芽期）陸稲及び麦については発芽期（移植をする場合にあっては、移植期）である。この場合の移植期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば、通常の収穫量を期待し得る移植期間をいい、発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る播種期間において播種されたものが通常発芽する時期をいう。

#### 2 共済責任期間の終期

水稲、陸稲又は麦の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場より搬出することである。ただし、ほ場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

## 第4節 損 害

### 1 損害認定の対象となる損害

#### (1) 一筆方式

損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の「農作物共済の共済目的の種類等」をいう。以下同じ。）ごと及び組合員等が耕作を行う耕地ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生しこれによる減収量はその耕地の基準収獲量に組合等が共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定めたものの中から、組合員等が選択した共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）における支払開始損害割合（法第109条第1項から第3項の農林水産大臣が定める割合をいう。以下同じ。）に対応する割合（組合員等が選択の申出をしなかったときは、当該組合員等に適用する共済事故等による種別として共済規程等に定める共済事故等による種別の支払開始損害割合に対応する割合。以下(2)及び(3)において同じ。）を乗じた値を超える場合の損害（以下「一筆方式超過被害」という。）とする。ただし、法第150条の4第1項第1号の規定に基づき支払開始損害割合を引き下げて共済金を支払う引受方式（以下「特例一筆方式」という。）による場合の損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等が耕作を行う耕地ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生しこれによる減収量はその耕地の基準収獲量の100分の20を超える場合の損害（以下「特例一筆方式超過被害」という。）とする。

#### (2) 半相殺方式

損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生しこれによる耕地ごとの減収量の合計がその組合員等の耕地ごとの基準収獲量の合計に組合等が共済規程等で定めたものの中から、組合員等が選択した共済事故等による種別における支払開始損害割合に対応する割合を乗じた値を超える場合の損害（以下「半相殺方式超過被害」という。）とする。ただし、法第150条の4第1項第2号の規定により、支払開始損害割合を引き下げて共済金を支払う引受方式（以下「特例半相殺方式」という。）による場合の損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生しこれによるその耕地ごとの減収量の合計がその組合員等の耕地ごとの基準収獲量の合計の100分の15を超える場合の損害（以下「特例半相殺方式超過被害」という。）とする。

#### (3) 全相殺方式

損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、共済責任期間中に共済事故が発生しこれによる減収量はその組合員等の耕地ごとの基準収獲量の合計に組合等が共済規程等で定めたものの中から、組合員等が選択した共済事故等による種別における支払開始損害割合に対応する割合を乗じた値を超える場合の損害（以下「全相殺方式超過被害」という。）とする。

(4) 水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式

損害認定の対象となる損害は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、その年における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の収穫量にその年における当該組合員等の収穫に係る当該農作物の品質の程度に応じ農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えて得た数量が、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量に達しない場合であって、かつ、当該年産の生産金額が基準生産金額に組合等が共済規程等で定めたものの中から、組合員等が選択した共済事故等による種別における補てん割合（法第150条の3の3第1項の農林水産大臣が定める割合をいう。以下同じ。）に対応する割合（組合員等が選択の申出をしなかったときは、当該組合員等に適用する共済事故等による種別として共済規程等に定める共済事故等による種別の補てん割合に対応する割合。）を乗じた額（以下「特定農作物共済限度額」という。）に達しない場合の損害とする。

(5) 特例

半相殺方式(特例半相殺方式を除く。第2章第3節第1の前文、同章第3節第1の7の(2)及び同章同節第2の前文を除き以下同じ。)、特例半相殺方式及び全相殺方式において、共済責任期間中に共済事故が発生しこれにより収穫皆無となった耕地(移植不能又は発芽不能により収穫皆無となった耕地を含み、第8節の分割評価を行った耕地を除く。)については、その耕地の損害(以下「一筆全損被害」という。)を損害認定の対象とする。

2 移植不能及び発芽不能

移植不能及び発芽不能とは、本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったか又は発芽しなかった場合をいうが、移植できなかったか又は発芽しなかった場合には、移植期において本田の移植準備中に共済事故により苗代が被害を受けて苗が不足したため移植できなかった場合及び次のように客観的にみて移植が不可能と認められ、又は発芽しないと認められた場合を含むものとする。

- (1) 移植期の干ばつによる用水不足のため生育が明らかに不可能と認められる状態であるにもかかわらず移植した場合
- (2) 津波又は高潮等により海水が浸入し、塩分濃度が高いため活着の見込みがないのに移植した場合
- (3) 適期に播種したものが共済事故によって通常の出芽期に出芽しない場合

なお、1の(5)の場合を除き、耕地ごとに共済事故により移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積が、その耕地の全面積の100分の70以上である場合、又は発芽のしなかった程度がこれと同等と認められる場合には当該耕地は、移植不能又は発芽不能の耕地として取り扱うものとする。

3 共済金の支払額

- (1) 一筆方式(特例一筆方式を除く。第2章第3節第1の前文及び同章第3節第2の前文を除き以下同じ。)

共済金の支払額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、その組合員等の単位当たり共済金額に、その耕地に係る共済減収量(共済金の支払の対象となるべき減収量をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額とする。

(2) 特例一筆方式

共済金の支払額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、耕地ごと及び支払開始損害割合ごとに、当該耕地に係る共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額とする。

ア 支払開始損害割合が100分の30の場合

減収量の基準収穫量に対する割合が100分の20を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{4} \times \text{損害割合} - \frac{1}{4}$$

イ 支払開始損害割合が100分の40の場合

(ア) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の20を超え100分の30以下の場合

$$\text{共済金支払割合} = 0$$

(イ) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の30を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{10}{7} \times \text{損害割合} - \frac{3}{7}$$

ウ 支払開始損害割合が100分の50の場合

(ア) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の20を超え100分の40以下の場合

$$\text{共済金支払割合} = 0$$

(イ) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の40を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{5}{3} \times \text{損害割合} - \frac{2}{3}$$

上記の損害割合は、次により算定する。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{その耕地に係る減収量}}{\text{その耕地に係る基準収穫量}}$$

(3) 半相殺方式及び全相殺方式

共済金の支払額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、その組合員等の単位当たり共済金額に、その組合員等に係る共済減収量を乗じて得た金額とする。

(4) 特例半相殺方式

共済金の支払額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、組合員等ごと及び支払開始損害割合ごとに、当該組合員等に係る共済金額に、次の算式による共済金の支払割合を乗じて得た金額とする。

ア 支払開始損害割合が100分の20の場合

減収量の基準収穫量に対する割合が100分の15を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{20}{17} \times \text{損害割合} - \frac{3}{17}$$

イ 支払開始損害割合が100分の30の場合

(ア) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の15を超え100分の25以下の場合

$$\text{共済金支払割合} = 0$$

(イ) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の25を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{4}{3} \times \text{損害割合} - \frac{1}{3}$$

ウ 支払開始損害割合が100分の40の場合

(ア) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の15を超え100分の35以下の場合

$$\text{共済金支払割合} = 0$$

(イ) 減収量の基準収穫量に対する割合が100分の35を超える場合

$$\text{共済金支払割合} = \frac{20}{13} \times \text{損害割合} - \frac{7}{13}$$

上記の損害割合は、次により算定する。

$$\text{損害割合} = \frac{\text{耕地ごとの減収量の合計}}{\text{耕地ごとの基準収穫量の合計}}$$

(5) 一筆全損被害

半相殺方式、特例半相殺方式及び全相殺方式において、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、一筆全損被害がある場合であって、(3)及び(4)により共済金が支払われないとき又は当該組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額が、(3)及び(4)の共済金の金額を超えるときは、当該組合員等の単位当たり共済金額に次の算式による共済金支払対象数量を乗じて得た金額を共済金の支払額とする。

ア 半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の20の場合及び全相殺方式の支払開始損害割合が100分の10の場合。

(ア) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地を除く

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{70}{100}$$

(イ) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{35}{100}$$

イ 半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の30の場合及び全相殺方式の支払開始損害割合が100分の20の場合。

(ア) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地を除く

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{60}{100}$$

(イ) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{30}{100}$$

ウ 半相殺方式及び特例半相殺方式の支払開始損害割合が100分の40の場合及び全相殺方式の支払開始損害割合が100分の30の場合。

(ア) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地を除く

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{50}{100}$$

(イ) 一筆全損被害耕地のうち、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となった耕地

$$\text{共済金支払対象数量} = \text{一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計} \times \frac{25}{100}$$

#### (6) 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

共済金の支払額は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに、特定農作物共済限度額から当該農作物共済の共済目的の種類等の当該年産の生産金額を差し引いて得た金額に共済金額の特定農作物共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

## 第5節 損害通知

### 第1 一筆方式

#### 1 事故発生通知

事故発生通知は、共済目的に共済事故が発生したことを、遅滞なく報告する通知であり、次により行う。

(1) 組合等は、組合員等に対し、共済事故が発生したときは、遅滞なくその旨を組合等に通知させる。

(2) 特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）以外の組合等は、組合員等から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めるときは、遅滞なく農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）にその旨を通知する。

(3) 特定組合は、組合員から事故発生通知があったとき、又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めるときは、遅滞なくその旨を農林水産省経営局長に通知する。

- (4) 連合会は、組合等から事故発生通知があった場合又は通知がない場合でも共済事故が発生したと認めるときは、遅滞なくその旨を農林水産省経営局長に通知する。

## 2 損害通知

損害通知は、一筆方式超過被害があったと認めるときに行う通知であり、次により行う。

### (1) 組合員等の行う通知

ア 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、組合等の指定する時期までに一筆方式超過被害を受けたと認める耕地のすべてにつき、災害の種類、発生日月及び発生した場所その他災害の状況等を組合等に通知させる（様式例第21号）。

イ 移植不能若しくは発芽不能の耕地又は共済事故が発生したため、収穫期前に転作、青刈り又は鋤込み（刈取り又は鋤込みをした後に休閑にする場合の鋤込みを含み、同一の農作物共済の共済目的の種類等たる農作物を再移植又は再播種する場合の鋤込みを除く。以下同じ。）をする耕地（以下「転作等耕地」という。）に係る通知は、アの規定にかかわらず、その都度、様式例第21号により行わせる。

### (2) 特定組合以外の組合等の行う通知

ア 速報 特定組合以外の組合等は、一筆方式超過被害があると認めるときは、損害評価会の委員及び損害評価員の協力を求めて、その概況を調査し、共済事故等による種別ごとに、災害の種類、発生日月及び状況、被害の概数、共済金支払見込額、損害防止の概況その他必要な事項を災害の都度、連合会に通知する（様式第3号の5の(1)）。

イ 定期報告 特定組合以外の組合等は、収穫期において、組合員等から通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、連合会の指定する期日までに、共済事故等による種別ごとに取りまとめ、その結果（第2章第4節第1の1の(4)の「組合等当初評価高」）及びアの速報において通知すべき事項と同様の事項を連合会に引受方式（一筆方式、特例一筆方式、半相殺方式、特例半相殺方式、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の別をいう。以下同じ。）ごとに通知する（様式第28号の1並びに第31号の1（又は様式第31号の2）及び第32号）。

### (3) 特定組合の行う通知

ア 速報 特定組合は、特定組合以外の組合等の行う速報の場合に準じて、損害の概況を調査し、共済事故等による種別ごとに、規則第40条の9第1号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第3号の5の(5)）。

イ 定期報告 特定組合は、収穫期において、組合員から通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、規則第40条の9第2号に掲げる事項を(4)のイで指定する期日までに、共済事故等による種別ごとに取りまとめ、第2章第4節第1の1の(6)の報告書により引受方式ごとに農林水産大臣に通知する（様式第28号の2並びに第31号の1（又は様式第31号の2）及び第32号）。

### (4) 連合会の行う通知

ア 速報 連合会は、特定組合以外の組合等の行う速報の場合に準じて、損害の概況を調査し、共済事故等による種別ごとに、規則第37条第1号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する（様式第5号の3の(1)）。

イ 定期報告 連合会は、収穫期において第2章に定めるところにより損害評価を行い、規則第37条第2号に掲げる事項を次の期日までに、共済事故等による種別ごとに取りまとめ、第2章第4節第2の1の(12)の報告書により引受方式ごとに農林水産大臣に通知する(様式第41号の1、第41号の2及び第42号)。

水稻、陸稻	北海道並びに青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、茨城、千葉、 新潟、富山、石川、福井、三重 及び滋賀の各県	11月末日
	沖縄県	2月10日
	その他の都府県	12月20日
麦	北海道	10月末日
	都府県	9月10日

## 第2 特例一筆方式

### 1 事故発生通知

一筆方式における事故発生の通知に準じて行う。

### 2 損害通知

損害通知は、特例一筆方式超過被害があったと認めるときに行う通知であり、一筆方式における損害通知に準じて行う。

## 第3 半相殺方式

### 1 事故発生通知

一筆方式における事故発生の通知に準じて行う。

### 2 損害通知

損害通知は、半相殺方式超過被害又は一筆全損被害があったと認めるときに行う通知であり、次により行う。

#### (1) 組合員等の行う通知

ア 組合等は、組合員等に対し、収穫期において、半相殺方式超過被害又は一筆全損被害を受けたと認める組合員等の被害のあった耕地のすべてにつき一筆方式における組合員等の行う損害通知に準じて通知させる(様式例第21号)。

なお、組合員等が早生種及び晩生種等を作付けしている場合は、早生種の被害耕地についてはすべて損害通知を行わせる。ただし、晩生種等の作付面積が極めて小さく、その被害を見込んで半相殺方式超過被害とならないと見込まれる場合には、早生種の被害についての損害通知は一筆全損被害に係る損害通知を除き行わせなくても差し支えない。

また、第2章第3節第1の1の全筆調査に代えて、同節第1のなお書きの農単申告抜取調査を行うこととした組合等においては、組合員等に対しその被害を受けた耕地の10アール当たり(以下「単当」という。)の見込収量(以下「申告単収」という。)をも併せて通知させるものとする(様式第1号の5又は第1号の6の(1)及び第1号の6の(2))。

イ 組合員等の耕地の移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地に係る通知は、アの規定にかかわらず、災害の発生都度、様式第1号の5、第1号の6の(1)又は例第21号により行わせる。

(2) 特定組合以外の組合等の行う通知

ア 速報 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う速報に準じて行う(様式第3号の5の(2))。

イ 定期報告 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う定期報告に準じて行う(様式第29号の1並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第33号)。

(3) 特定組合の行う通知

ア 速報 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う速報に準じて行う(様式第3号の5の(6))。

イ 定期報告 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う定期報告に準じて行う(様式第29号の2並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第33号)。

(4) 連合会の行う通知

ア 速報 一筆方式における連合会の行う速報に準じて行う(様式第5号の3の(2))。

イ 定期報告 一筆方式における連合会の行う定期報告に準じて行う(様式第41号の1、第41号の3及び第43号)。

第4 特例半相殺方式

1 事故発生通知

一筆方式における事故発生の通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、特例半相殺方式超過被害又は一筆全損被害があったと認めるときに行う通知であり、半相殺方式における損害通知に準じて行う。

第5 全相殺方式

1 事故発生通知

一筆方式における事故発生の通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、全相殺方式超過被害又は一筆全損被害があったと認めるときに行う通知であり、次により行う。

(1) 組合員等の行う通知

ア 組合等は、収穫期において、組合員等に対し、一筆全損被害を受けたと認める耕地のすべてにつき一筆方式における組合員等の行う損害通知に準じて通知させ、また、全相殺方式超過被害を受けたと認める組合員等に対し次に掲げる事項を通知させる(様式例第23号の1又は例第24号)。

被害のあった耕地及び被害のなかった耕地の別

収穫物を乾燥調製施設へ搬入する耕地とそれ以外の耕地の別

耕地ごとの刈取り予定日又は乾燥調製施設への搬入予定日

一筆方式における組合員等の行う損害通知において通知すべき事項と同様の事項

イ 組合員等の耕地の移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地に係る通知は、アの規定にかかわらず、災害の発生の都度、様式例第23号の1又は例第24号により行わせる。

(2) 特定組合以外の組合等の行う通知

ア 速報 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う速報に準じて行う(様式第3号の5の(3))。

イ 定期報告 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う定期報告に準じて行う(様式第30号の1並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第34号)。

(3) 特定組合の行う通知

ア 速報 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う速報に準じて行う(様式第3号の5の(7))。

イ 定期報告 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う定期報告に準じて行う(様式第30号の2並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第34号)。

(4) 連合会の行う通知

ア 速報 一筆方式における連合会の行う速報に準じて行う(様式第5号の3の(3))。

イ 定期報告 一筆方式における連合会の行う定期報告に準じて行う(様式第41号の1、第41号の4及び第44号)。

ただし、北海道の麦に係る報告書の提出期日は、12月20日とする。

第6 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

1 事故発生通知

一筆方式における事故発生の通知に準じて行う。

2 損害通知

損害通知は、農作物の減収又は品質の低下があると認めるときに行う通知であり、次により行う。

(1) 組合員等の行う通知

組合等は、組合員等に対し、組合等の指定する期日までに、その共済関係の成立している耕地すべての状況について、一筆方式における組合員等の行う損害通知において通知すべき事項と同様の事項及び耕地の収穫開始予定月日を組合等に通知させる(様式例第50号の1又は例第50号の3)。

(2) 特定組合以外の組合等の行う通知

ア 速報 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う速報に準じて行う(様式第3号の5の(4))。

イ 定期報告 特定組合以外の組合等は、一筆方式における特定組合以外の組合等の行う定期報告に準じて行う(様式第54号の1及び様式第31号の3)。

(3) 特定組合の行う通知

ア 速報 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、共済事故等による種別ごとに、規則第47条の10において準用する同第40条の9第1号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する(様式第3号の5の(8))。

イ 定期報告 特定組合は、一筆方式における特定組合の行う定期報告の場合に準じて、収穫期において、組合員から通知のあった共済目的について第2章に定めるところにより損害評価を行い、規則第47条の10において準用する同第40条の9第2号に掲げる事項を(4)のイで指定する期日までに、共済事故等による種別ごとに取りまとめ、第2章第4節第1の6の(6)の報告書により引受方式ごとに農林水産大臣に通知する(様式第54号の2及び様式第31号の3)。

(4) 連合会の行う通知

ア 速報 連合会は、一筆方式における連合会の行う速報に準じて、損害の概況を調査し、共済事故等による種別ごとに、規則第47条の10において準用する同第37条第1号に掲げる事項を災害の都度、農林水産大臣に通知する(様式第5号の3の(4))。

イ 定期報告 連合会は、一筆方式における連合会の行う定期報告に準じて、収穫期において、第2章に定めるところにより損害評価を行い、規則第47条の10の規定において準用する同第37条第2号に掲げる事項を次の期日までに、共済事故等による種別ごとに取りまとめ、第2章第4節第2の6の(5)の報告書により引受方式ごとに農林水産大臣に通知する(様式第41号の1、第41号の5及び第55号)。

ただし、次の期日までに当該通知を行うことが困難な場合にあっては、あらかじめ農林水産省経営局長に、当該困難な理由を付して当該通知の期日等を報告するものとする。

水稻		12月20日
麦	北海道	12月20日
	都府県	11月末日

## 第6節 登熟不良等被害の把握

第1 組合等は、管内における水稻において登熟不良等外見上判別が困難な被害(以下「登熟不良等被害」という。)を把握するため、必要に応じて都道府県や農業協同組合等関係機関と連携し、次の調査等を行う。

なお、組合等と関係機関との連携については、連合会も積極的に参画し、組合等が適切かつ効率的に調査等を実施できるよう関係機関への働きかけを行うものとする。

1 組合等は、あらかじめ当該組合等管内に5筆を標準として、登熟不良等被害の発生の有無を確認するための耕地(以下「標準耕地」という。)を設定する。なお、標準耕地は、当該組合等管内の地形、作付品種等を考慮し、必要に応じて増設するものとする。

- 2 組合等は、登熟不良等被害把握システム（水稲の生育、気象及び被害態様の過去のデータから、その年の被害発生の可能性について分析するシステム）などを活用して、その年の登熟不良等被害の発生の可能性を検討しておくものとし、台風、日照不足等の異常気象が発生した場合や、当該システムの活用により登熟不良等被害の発生の可能性があるると判定された場合には、1の標準耕地を増設するものとする。
- 3 組合等は、その設定する標準耕地における水稲の収穫前に、任意に当該水稲の一部を刈り取り、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知。以下「組合等実測調査要領」という。）に準じて乾燥、もみすり、調製して玄米に仕上げる。
- 4 組合等は、3の玄米について、必要に応じて地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）登録検査機関（農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。）などの米の品位を確認できる機関（以下「登録検査機関等」という。）の協力を得て、登熟不良等被害が発生していないかどうか確認する。

第2 組合等は、第1の調査等の結果のほか、都道府県や農業協同組合等関係機関から提供された情報から、登熟不良等被害の発生が見込まれる場合には、必要に応じてこれらの関係機関と連携して、組合員等に対し、当該被害発生が予想される旨を情報提供し、組合員等がもみの内部における登熟状況等を確認した上で損害があると認めた場合には損害通知するよう注意喚起するものとする。

第3 組合等は、第1の調査等の結果を取りまとめ、遅滞なく特定組合以外の組合等にあっては連合会に、特定組合にあっては農林水産省経営局長に報告する（様式例第3号の6）。

第4 連合会は、組合等から第3の報告を受けた場合には、当該連合会管内の組合等の報告を取りまとめ、遅滞なく農林水産省経営局長に報告する。（様式例第5号の4）。

## 第7節 損害防止

共済目的について、通常すべき管理その他損害防止を行うことは組合員等の義務であり、組合等及び連合会は、これに関し適切な指導に努めなければならない。

### 第1 予防措置

#### 1 通常すべき管理の基準の設定とその普及指導

防災の基本は、共済目的の適切な管理にあるので組合等及び連合会は、必要に応じ「通常すべき管理の基準」を定め、その普及及び指導に努めるものとする。

#### 2 気象通報と防災措置

組合等及び連合会は、長期予報、気象特報等の気象通報に注意し、災害が予知される場合には、関係機関と連絡して速やかに組合員等の注意を促すとともに、必要な防災措置を講ずるものとする。

### 3 発生予察の実行と予防駆除等の指導

組合等及び連合会は、病虫害発生予察機関その他の関係機関との連絡を密にして、発生予察を適時に的確に行うとともに、予防駆除等につき組合員等を指導し必要がある場合には、その方法につき指示するものとする。

### 4 防除態勢の整備

組合等及び連合会は、独自に又は他の関係機関と協力して災害防除機具、薬剤等の整備に努め、災害発生に備えて防除態勢を整えておくものとする。

## 第2 善後処置

組合等及び連合会は、災害が発生した場合は、これに対する応急的な処置及び被害のこう進を防止する技術的な対策を講じて組合員等を指導し、必要がある場合は、その処置につき指示するものとする。なお、この点に関しては、行政機関、研究機関等と密接な連絡を図るものとする。

## 第8節 分割評価

肥培管理の粗放又は不行き届き、病虫害防除の不適切その他第2節に掲げる共済事故以外の原因によると認められる減収量がある場合には、共済事故以外の原因による減収量と共済事故による減収量との分割（以下「分割評価」という。）を行い、この共済事故以外の原因による減収量（以下「分割減収量」という。）は、減収として取り扱わないこととする。なお、病虫害が単独に発生した耕地においてその防除が適切でない認められる場合には、附表に掲げる病虫害の種類別最高被害限度等を参考として分割減収量を見積るものとする。

## 第9節 損害評価会の委員及び損害評価員

### 第1 組合等

#### 1 損害評価会の委員の任務

損害評価会（以下「評価会」という。）の委員（以下「評価会委員」という。）は、評価会を構成して組合等の支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関して組合等の諮問に応じるほか、組合等の求めに応じて次に掲げる事項を行う。

- (1) 災害が発生した場合に現地において損害を調査すること。
- (2) 災害が発生した場合、その防止及び善後処置等につき組合等に協力すること。
- (3) 損害評価に当たっては、次に掲げる調査を行うこと。

ア 損害評価地区ごとに組合等が抽出した耕地についての収穫量の抜取調査（準則第1第9項の抜取調査をいう。以下同じ。）（損害評価地区を設定しない組合等にあつては、2の(3)のアの調査）

イ 損害通知をした組合員等のすべてにつき、当該組合員等が利用している乾燥調製施設における計量結果による収穫量の調査（以下「施設計量全数調査」という。）

ウ 麦について、損害通知をした組合員等の全てにつき、当該組合員等から麦に係る売渡しの委託を受けている者（以下「売渡受託者」という。）等における売渡数量（第2章第3節第1の6の(3)で定める売渡数量をいう。以下同じ。）による収穫量の調査（以下「売渡数量全数調査」という。）

エ 損害通知のあった組合員等のすべてにつき、当該組合員等が農業協同組合等へ出荷した数量（以下「出荷数量」という。）又は品質若しくは価格に関する資料（以下「出荷資料等」という。）による収穫量又は農作物の生産金額の調査（以下「出荷数量等調査」という。）。

(4) その他損害評価に関して必要な事項につき組合等に協力すること。

## 2 損害評価員の任務

損害評価員（以下「評価員」という。）は、組合等の指示により次に掲げる事項を行う。

(1) 災害が発生した場合に、現地において損害を調査すること。

(2) 災害が発生した場合、その防止及び善後処置等につき、現地において組合員等の指導に当たること。

(3) 損害評価に当たっては、次に掲げる調査を行うとともに、必要に応じ抜取調査にも従事すること。

ア 組合員等から損害通知のあった耕地（全相殺方式にあつては、損害通知をした組合員等の耕作する耕地のうちその収穫物が乾燥調製施設に搬入されない耕地及び売り渡されない耕地、水稻の品質方式にあつては損害通知をした組合員等の耕作する耕地のうちその収穫物が農業協同組合等へ出荷されない耕地）についての一筆ごとの収穫量の調査（以下「全筆調査」という。）

イ 1の(3)のイの施設計量全数調査

ウ 1の(3)のウの売渡数量全数調査

エ 1の(3)のエの出荷数量等調査

(4) その他、組合等の損害評価に関して必要な事務に従事すること。

## 第2 連 合 会

### 1 評価会委員の任務

組合等の評価会委員の任務に準ずる。なお、このほか損害評価に当たっては、連合会の求めにより、組合等の行う抜取調査に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）、組合等の行う施設計量全数調査の対象組合員等を抽出して行う調査（以下「連合会施設計量抜取調査」という。）、組合等の行う売渡数量全数調査の対象組合員等を抽出して行う調査（以下「連合会売渡数量抜取調査」という。）、組合等の行う出荷数量等調査の対象組合員等を抽出して行う調査（以下「連合会出荷数量等抜取調査」という。）及び第2章第3節第2の前文の連合会が参加して行う全筆調査に随時参加し、必要がある場合は見回り調査を行う。

### 2 評価員の任務

組合等の評価員の任務に準ずる。なお、このほか損害評価に当たって、連合会の指示により、組合等ごとの連合会抜取調査、連合会施設計量抜取調査、連合会売渡数量抜取調査、連合会出荷数量等抜取調査及び第2章第3節第2の前文の連合会が参加して行う全筆調査のほか、必要がある場合は見回り調査を行う。

## 第10節 地方農政局の地域センター等に対する連絡等

### 第1 地域センター等に対する連絡

#### 1 必要資料の提出

組合等は、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部（以下「地域センター等」という。）からその調査に必要な基準収穫量、引受収量等について報告を求められたときは、地域センター等が都道府県及び連合会と協議して定める期日までに、直接又は連合会を通じて必要な資料を提出するものとする。

なお、都道府県は、定められた期日までに組合等がその資料を提出するよう組合等を指導するものとする。

#### 2 損害の通報

災害が発生したときは、第5節の「事故発生通知」及び「損害通知」に準じて、特定組合以外の組合等にあつては直接又は連合会を通じて、特定組合にあつては直接、地域センター等に通報するものとする。

#### 3 指導及び助言の要請

組合等及び連合会は、損害の調査を行うため、地域センター等に対し、これらの調査に関して、その指導並びに助言を要請することができる。

#### 4 組合等当初評価高及び連合会当初評価高資料の提出

特定組合及び連合会は第2章第4節の「組合等当初評価高」及び「連合会当初評価高」を決定したときは、第5節第1の2の(4)のイの期日までに地域センター等にその資料を提出するものとする。

#### 5 農業協同組合等への協力要請等

(1) 組合等及び連合会は、損害の認定に関し必要があるときは、農業協同組合等に対し、出荷資料等の提示等につき、協力を要請することができる。

(2) 都道府県は、組合等及び連合会が農業協同組合等から出荷資料等の提示等を円滑に受けられるよう配慮するものとする。

### 第2 施設管理者等との連絡打合せ

組合等及び連合会は、第2章第3節の現地評価を行うに当たり、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量若しくは出荷数量等を利用する場合には、適正な資料が得られるよう、あらかじめ乾燥調製施設の管理者（以下「施設管理者」という。）又は売渡受託者等と連絡、打合せを行っておくものとする。

なお、この場合、品質の低下した収穫物で、乾燥調製施設において乾燥調製及び貯蔵を行うことが拒否されるものについても、施設計量全数調査を行うにつき必要な収穫量の算定基礎となる事項に関する資料が得られるよう十分留意するものとする。

## 第11節 損害評価野帳等の取扱い

### 1 野帳の使用注意

組合等の損害評価野帳（様式例第21号、例第23号の1、例第24号、例第25号、例第50号の1及び例第50号の3をいう。以下「野帳」という。）損害通知書（様式第1号の5及び第1号の6の（1））、農単申告抜取調査野帳（様式第1号の7）及び平均単収差計算表（様式第27号及び第27号の2）は、農林水産省の指定する同一様式又は様式例に基づき作成した用紙を用いなければならない。

### 2 野帳の配布と損害通知の適正化

損害通知のための用紙を組合員等に配布する場合には、組合員等が記載すべき事項について記載例を示すとともに、第5節の組合員等が損害通知を行う場合について説明し、組合員等からの損害通知の適正化を図り、損害通知のあった筆数については常に明確にしておくものとする。

### 3 野帳の訂正

野帳、損害通知書、農単申告抜取調査野帳及び平均単収差計算表の記入は、インクによることを原則とし、訂正を行う場合は消ゴム又はナイフ等をもって削ることなく必ず複線をもって訂正し、訂正者が押印しなければならない。また、汚損した場合でも書き替えないものとする。

### 4 野帳の整理

野帳及び損害通知書は、損害評価高の決定後、評価地区等ごと（第2章第3節第1の1の（6）の「評価地区等ごと」をいう。）に取りまとめ、その各々につき集計表を作成して整理しておくものとする。

### 5 損害評価関係資料の取扱い

野帳及び平均単収差計算表以外の損害評価関係資料についても、野帳に準じて取り扱うものとする。

### 6 連合会抜取調査野帳及び関係資料の取扱い

連合会の抜取調査野帳及びその他の関係資料については、組合等の場合に準じて取り扱うものとする。

## 第12節 共済減収量等の端数の取扱い

### 1 共済減収量等の端数整理

共済減収量及び減収量に1キログラムに満たない端数を生じたときは、原則として四捨五入の方法により端数整理を行うものとする。ただし、一筆の耕地の面積が僅少な組合等においてキログラム単位に表示することが不適當であると認められる場合には0.1キログラムまでの単位を用いても差し支えないが、この適用は、組合等内の全耕地又は全組合員等について同様に取り扱うこととし、組合等の合計はキログラム単位とする。

### 2 検見収量の単位

全筆調査及び抜取調査を検見で行う場合の単当収量は、5キログラムあるいは10キログラム単位として取り扱って差し支えない。

### 3 共済減収量の端数整理についての特例

組合等が第2章第5節第2及び第3により共済減収量の認定をする場合において、1キログラム未満を四捨五入することにより認定した共済減収量の合計が連合会（又は農林水産大臣）の認定量を超えることがあり得るが、このような場合には、1の規定にかかわらず公平を失しないような適宜の方法により端数整理を行い、連合会（又は農林水産大臣）認定量を超えないようにする。

## 第2章 損害評価

### 第1節 損害評価の時期及び損害評価の単位

損害評価は、通常収穫期（出荷数量等調査については出荷終了後の適当な時期）に行う。ただし、損害が判然としているとき及び損害に係る耕地が転作等耕地である場合には、収穫期に至らなくとも災害発生後適当な時期に行う。

損害評価の単位は、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）第1章第5節の1の引受けの単位とする。

### 第2節 損害評価の準備

#### 第1 組合等

##### 1 損害評価地区の設定

組合等は、全筆調査、施設計量全数調査、売渡数量全数調査及び出荷数量等調査を行うため、損害評価を開始するときまでに、損害評価地区（以下「評価地区」という。）を以下により設定し、通し番号を付するものとする。

##### （1）全筆調査

###### ア 評価地区の設定単位

全筆調査を行う評価地区の設定単位（以下「評価地区の設定単位」という。）は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごととする。

ただし、同一の共済目的の種類について、複数の共済事故等による種別を実施する組合等にあつては、評価地区の設定単位を、共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び事故除外区分（引受要綱第1章第3節の事故除外方式とその他の方式の別をいう。以下同じ。）ごととして差し支えないものとする（この場合、同一の共済目的の種類に含まれる引受方式において、必ずしも評価地区の設定単位を統一する必要はない。）。また、被害の発生状況等から、評価地区の設定単位を、引受方式ごととする必要がないと認められるときは、次の（ア）から（ウ）までの場合を除き、共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごととして差し支えないものとする。

（ア）全筆調査に代え農単申告抜取調査（第3節第1の「農単申告抜取調査」をいう。）

を行う半相殺方式

（イ）施設計量全数調査又は売渡数量全数調査を行う全相殺方式

（ウ）水稻の品質方式

###### イ 評価地区の設定

全筆調査にあつては、評価地区の設定単位ごとに組合等の区域を属地的に区分して評価地区を設定すること。

ただし、組合等の区域内に存する当該共済目的が僅少である場合又はその損害が僅少である場合であって、区域を区分する必要がないと認めるときは、評価地区を設定しなくてもよい。

(2) 施設計量全数調査

乾燥調製施設ごとに設定するものとする。

(3) 売渡数量全数調査及び出荷数量等調査

売渡受託者等ごとに設定するものとする。

2 評価地区設定上の留意事項

(1) 全筆調査に係る評価地区の規模は、おおむね1～2日で調査が終了できる規模とするが、一つの小字の区域が2つ以上に分割されることを努めて避けるものとする。

(2) 組合員等が隣接組合等の区域に出作している場合には、その耕地はその組合員等の属する組合等の最寄りの評価地区に含めるものとし、組合員等が遠隔組合等の区域に出作している場合には、独立した評価地区を設定することとする。

3 担当評価員の指定

組合等は、損害評価を開始するときまでに、評価地区ごとに3名を標準として担当評価員を指定して評価班を編成する。なお、施設計量全数調査、売渡数量全数調査及び出荷数量等調査については評価地区ごとに1名として差し支えない。ただし、当該調査を第3節第1の5の(4)、同節第1の6の(4)又は同節第1の7の(4)の方法により行う場合は、この限りでない。

4 現地評価日程の通知

組合等は、現地損害評価(以下「現地評価」という。)の日程を定め、現地評価前に共済連絡員等を通じて所定の様式及び様式例に基づき作成した用紙を組合員等に配布するとともに、評価会委員、評価員、施設管理者及び売渡受託者等に日程を通知する。

なお、特定組合以外の組合等が現地評価日程を定めるときは、連合会と連絡の上行うものとする。

5 損害通知書の整理

組合等は、組合員等から損害通知書が提出された場合には、評価地区内の現地評価の道順又は地番順等に野帳に通し番号を付するものとする。

6 立札の表示

組合等は、損害通知を行った組合員等に対し、現地評価までに損害を示すための立札を該当耕地(全相殺方式、水稻の品質方式又は麦の災害収入共済方式にあっては、被害を受けなかった耕地を含む。)に立てさせる(様式第1号の5、第1号の6の(2)、例第21号、例第23号の2、例第24号又は例第50号の2)。

ただし、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、耕地図等が整備されている組合等において、当該耕地図等により現地評価を行う耕地の確認を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

7 実測機具の整備

連合会における実測機具の整備に準ずる。

## 第2 連 合 会

### 1 評価区域の設定と担当評価員等の指定

(1) 連合会は、損害評価を開始するときまでに、郡(市)の区域等を基準として連合会の区域内を区分して、損害評価区域(以下「評価区域」という。)を設定する。

ただし、共済目的が僅少等のため、評価区域を設定する必要がないと認める場合には、評価区域を設定しなくても差し支えない。

(2) 連合会は、損害評価を開始するときまでに、評価区域ごとに、評価員及び連合会職員のうちから2名以上(第3節第2の3の(1)のただし書、同節第2の4の(1)のただし書及び同節第2の5の(1)のただし書の方法により調査を行う場合は、評価会委員又は連合会職員のうちから1名以上)の担当者を指定するものとし、必要に応じて評価会委員(同節第2の3の(1)のただし書、同節第2の4の(1)のただし書及び同節第2の5の(1)のただし書の方法により調査を行う場合は、評価員)をもこれに含めるものとする。また、同節第2本文なお書きの規定により、全筆調査に連合会が参加する場合は、評価員又は連合会職員のうちから1名以上を担当者として指定するものとし、必要に応じて評価会委員をもこれに含めるものとする。

### 2 現地評価日程の通知

連合会は、特定組合以外の組合等と連絡して現地評価の日程を定め、評価会委員、評価員、特定組合以外の組合等、施設管理者及び売渡受託者等に通知する。

なお、第3節第2本文なお書きの規定により、全筆調査又は品位判定調査に連合会が参加する場合は、全筆調査又は品位判定調査の実施時期につき、連合会抜取調査を実施することとした場合に設定される調査時期と同時期となるよう、組合等と調整を行うものとする。

### 3 実測機具の整備

連合会は、損害評価に必要な機具の整備を行い、現地評価に支障のないよう準備するものとする。

## 第3節 現 地 評 価

### 第1 組 合 等

組合等は、一筆方式及び半相殺方式にあつては、収穫期において、原則として評価員による全筆調査並びに評価会委員及び組合等の職員による抜取調査を現地で検見又は実測の方法により、全相殺方式にあつては、原則として評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員による施設計量全数調査又は売渡数量全数調査を施設管理者又は売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等の方法(その収穫物が、乾燥調製施設に搬入されない耕地等及び売り渡されない耕地については、収穫期において全筆調査及び抜取調査を現地で検見又は実測の方法)により、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては、原則として評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員による出荷数量等調査を農業協同組合等が保管する帳簿の閲覧等の方法(水稻の品質方式にあつては、その収

穫物が、農業協同組合等に出荷されない耕地については、収穫期において全筆調査及び抜取調査並びに水稻の品位の判定に係る調査（以下「品位判定調査」という。）を現地で実測の方法により行うものとする。ただし、全筆調査において評価地区を設定しない場合には、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員が合同した班（合同評価班）を編成して全筆調査を行うものとする。なお、第2本文なお書きの規定により、全筆調査又は品位判定調査に連合会が参加する場合は、合同評価班の編成に当たり、全筆調査にあつては連合会の評価員又は連合会職員（必要に応じ連合会の評価会委員をもこれに含めるものとする。）、品位判定調査にあつては連合会が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者を加えるものとする。

また、特定組合以外の組合等が全筆調査を実測の方法により行った場合は、抜取調査を省略しても差し支えない。

さらに、離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）をいう。以下同じ。）における抜取調査は、評価会委員及び評価員により行うことができるものとする。

抜取調査を行う場合には、別に定める組合等実測調査要領により行うものとし、全筆調査を実測及び検見の方法又は実測の方法により行う場合には、これに準じた方法により行うものとする。

なお、半相殺方式（事故除外方式のものを除く。）にあつては、損害通知のあった耕地が著しく多いこと等の理由により、全筆調査を適期に行うことが困難であると見込まれる場合には、組合員等から損害通知の際に被害耕地ごとに申告単収を求め、その一部について検見又は実測により抜取って調査を行い、申告単収を修正すること（以下「農単申告抜取調査」という。）によってその損害通知のあった耕地の単当収量を適正に把握できると認められるときに限り、あらかじめ、特定組合以外の組合等にあつては連合会の同意を、特定組合にあつては農林水産大臣の同意を得て、農単申告抜取調査をもって全筆調査に代えることができるものとする。

## 1 全筆調査

(1) 組合等は、全筆調査に先立って評価員を現地に参集せしめ、評価上の諸注意を与えて評価方法の統一を図った後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。

なお、評価方法の統一に当たっては、災害の種類、被害の程度、品種等を考慮して標準地を選定し、これについて実測を行う等により評価眼の統一を図ることとする。

(2) 全筆調査は、評価地区ごとにその担当評価員が1班となつて行うものとし各班には班長を置く。

(3) 全筆調査においては、共済細目書に記載された耕地一筆ごとに検見又は実測により単当収量（以下「全筆調査単収」という。）を見積るものとする。収量は、検見による場合は評価員の合議又は投票により決定するものとし、実測による場合は実測値とする。ただし、実測による場合には、収量決定の基礎を野帳の裏面に記録するものとする。

全筆調査に当たって共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

- (4) 班長は、現地において一筆ごとに野帳に必要事項を記録する。この場合、災害の種類は、具体的に記入し、分割評価を行った耕地については、分割事由と単当の分割減収量を記録する。なお、収穫皆無となった耕地については、全筆調査単収記入欄に「皆無」と記入する。
- (5) 全筆調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。
- (6) 特定組合以外の組合等は、全筆調査が終了したときは、2日以内に評価地区ごと又は評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定した場合は、評価地区ごと及び共済事故等による種別ごと（以下「評価地区等ごと」という。）に全筆調査総筆数を連合会に報告する。

なお、組合等内において共済目的の熟期が相当異なる等の理由により全筆調査を2回以上に分けて行う場合には、各回の全筆調査の終了ごとに行う。
- (7) 評価地区を設定しない場合の全筆調査は(1)～(6)に準じて行うものとする。ただし、第2本文なお書きの規定により、全筆調査に連合会が参加するときは、合同評価班に連合会の評価員又は連合会の職員のいずれかを加えるものとし、必要に応じ連合会の評価会委員をもこれに含めるものとする。また、(6)の報告は省略することができるものとする。
- (8) 特定組合以外の組合等は、全筆調査を実測の方法により行った場合であって抜取調査を省略するときには、収穫皆無耕地については、全筆調査終了後に評価会委員又は組合等の職員が全筆これを確認するものとする。

## 2 農単申告抜取調査

農単申告抜取調査を採用することとした組合等にあつては、次により行う。

- (1) 農単申告抜取調査は、評価地区ごとに担当評価員が1班（班長を置く。）となって、評価地区内の半相殺方式超過被害組合員等ごとに、5筆以上の被害筆を任意に抽出して行うものとする。ただし、農単申告抜取調査を2回以上に分けて行う場合は、各回ごとに3筆以上を任意に抽出して行うものとする。
- (2) 収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、すべて調査を行うものとする。
- (3) 農単申告抜取調査の結果、申告単収が組合員等ごとの耕地の相互間において均衡がとれていないと認められる場合には、その組合員等のすべての耕地について、評価員が調査する。
- (4) 組合等は、農単申告抜取調査が終了したときは、組合員等ごとに農単申告抜取筆について農単申告抜取調査における見込単収の平均と申告単収の平均の差を算定し、その平均の差に基づき、損害通知のあった耕地（(2)の被害耕地を除く。）の申告単収を組合員等ごとに修正する。農単申告抜取調査を2回以上に分けて行った場合には、各回ごとにこれを行うものとする。
- (5) 半相殺方式超過被害組合員等に係る損害通知のあった耕地のすべてにつき見回り調査を行い、共済事故以外の原因により生じたと認められる減収がある場合には、農単申告抜取調査を行った筆以外の筆についてもすべて検見又は実測による調査を行い、必ず分割評価を行うものとする。
- (6) その他については、全筆調査に準ずるものとする。

### 3 品位判定調査

- (1) 品位判定調査を適正に行うことができるものとして、組合等が指定する水稲の品位の判定に係る技能・知識を修得する者により班を編成(2名以上)し、班長を置く。  
ただし、第2本文なお書きの規定により、品位判定調査に連合会が参加する場合は、組合等が指定する水稲の品位の判定に係る技能・知識を修得する者(1名以上)及び連合会が指定する水稲の品位の判定に係る技能・知識を修得する者(1名以上)により班を編成するものとする。
- (2) 評価担当者は、被害組合員等の耕地から、組合等実測調査要領により実測した試料から、必要な数量を抽出して品位判定し、野帳に必要事項を記入する。
- (3) 品位判定調査は、組合等実測調査要領により行うものとする。
- (4) 品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。
- (5) 特定組合以外の組合等は、品位判定調査が終了したときは、2日以内に共済事故等による種別ごとに品位判定調査を行った被害組合員等数を連合会に報告する。

### 4 抜取調査

- (1) 組合等は、悉皆調査(全筆調査又は農単申告抜取調査をいう。以下同じ。)終了後、評価会委員及び組合等の職員をもって抜取調査班を編成し(1班3名以上(実測による調査(以下「実測調査」という。)のみの場合は2名以上))、評価地区ごとに悉皆調査した耕地のうちから調査筆を抽出して抜取調査を行う。必要がある場合には、評価員を抜取調査に参加させることができる。

特定組合にあっては、評価会委員及び組合の職員をもって調整班を編成して(1班3名以上(実測調査のみの場合は2名以上))、抜取調査班の調査した地域ごとにさらに抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。なお、全筆調査を全て実測の方法により行われている場合、又は抜取調査がおおむね全筆にわたり実測されている場合は、調整班による抜取調査を行う必要はない。

特定組合以外の組合等は、必要に応じ調整班を編成して、抜取調査班の調査した地域ごとにさらに抜取調査を行い、抜取調査班間の均衡調整を図るものとする。

- (2) 抜取調査は、1評価地区当たり10筆以上を任意に抽出して行うものとする。ただし、抜取調査を2回以上に分けて行う場合又は対象耕地の階層分け(悉皆調査単収(2の(4))により申告単収を修正したもの又は全筆調査単収をいう。以下同じ。)の高低又は災害の種類等による階層分け)をして行う場合は、各回ごと又は各階層ごとに5筆以上を任意に抽出して行う。

また、調整班の抜取筆のうち、その2分の1以上は実測するものとする。

なお、特定組合において、地域等階層(第2の1の(2)の「地域等階層」に準じて定める階層をいう。以下(2)及び(3)において同じ。)ごとに損害高を算定する場合は、調整班による抜取調査においてその階層ごとに抜取筆数は10筆以上とする。ただし、地域等階層ごとの被害申告筆数の1割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の1割(その数が5筆未満となるときは5筆)を下限とすることができる。この場合、抜取筆のうち、その2分の1以上は実測するものとする。

- (3) 特定組合において、全筆調査を全て実測の方法により行った場合については、(2)の方法に代えて、地域等階層ごとに10筆以上を任意に抽出して行うことができるものとする。ただし、地域等階層ごとの被害申告筆数の1割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の1割を下限(その数が5筆未満となるときは5筆)とすることができる。この場合、各評価地区からは1筆以上抽出するものとし、抜取筆のうち、その2分の1以上は実測するものとする。
- (4) (2)及び(3)の抜取調査筆の抽出に当たっては、収穫皆無耕地、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地は除くものとする。
- (5) 収穫皆無耕地については、評価会委員又は組合等の職員が全筆これを確認するものとする。
- (6) 抜取調査及びその取りまとめは、組合等実測調査要領により行うものとする。ただし、特定組合が、共済事故により、組合管内において、規格外の米又は麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。
- (7) 抜取調査の結果、悉皆調査において耕地間の均衡がとれていないと認められるか、又は分割評価が適切に行われていないと認められる評価地区については、評価会委員は、直ちにその旨を組合等に通知する。

組合等は、この通知を受けた評価地区について担当評価員に改めて悉皆調査を行わせるものとする。この場合、原則として当該評価地区につき、重ねて抜取調査を行うものとする。

## 5 施設計量全数調査

施設計量全数調査及びその取りまとめは、以下により行うものとする。ただし、特定組合が、共済事故により、組合管内において、規格外の米又は麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

- (1) 組合等は、施設計量全数調査に先立って評価員に評価上の諸注意を与えた後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。
- (2) 施設計量全数調査は、評価地区ごとに、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及びその評価地区の担当評価員が1班(2名以上)となつて行うものとし各班には班長を置く。
- (3) 施設計量全数調査においては、施設管理者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は施設管理者から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごと及び荷口ごとに収量の算定基礎となる生もみ(麦)重量、水分含有率、乾燥後の重量歩合、きょう雑物等の混入率、もみすり歩合、玄米(上麦)重量等を調査し野帳に必要事項を記入する。
- (4) 施設管理者から(3)の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明(当該写しが原本と相違ないことにつき当該施設管理者が証明するものをいう。)が得られるときは、(1)の規定による評価員への野帳の配布及び(3)の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができるほか、(2)の規定にかかわらず、評価会委員又は組合等の職員(必要に応じて評価員をもこれに含めるものとする。)により調査を行うものとする。なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳に添付するものとする。
- (5) 施設計量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。

- (6) 特定組合以外の組合等は、提出された野帳により被害組合員等ごとの収量を算出するとともに連合会から指示された仕上歩留修正率によりこの収量を修正するものとする。

特定組合にあっては、農作物共済損害評価連合会実測調査要領（昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知）（以下「連合会実測調査要領」という。）第9の規定に基づく方法により仕上歩留修正率を算出し被害組合員ごとの収量を修正するものとする。

ただし、引受要綱第2章第1節第1の2の規定に基づき施設計量結果を基礎として当該組合員等の基準収穫量を定めた場合は、以下のとおりとして差し支えない。

乾燥調製施設における当該年産の選別基準が基準収穫量の収量とする基準と同一のとき仕上歩留修正率による収量の修正は行わない。

乾燥調製施設における当該年産の選別基準が基準収穫量の収量とする基準と異なるとき仕上歩留修正率に代え連合会から指示された修正率（特定組合にあっては、連合会実測調査要領第9の規定に基づく方法により仕上歩留修正率に代え算出された修正率）を用いて収量を修正する。

- (7) 特定組合以外の組合等は、施設計量全数調査が終了したときは、2日以内に評価地区ごと及び共済事故等による種別ごとに被害組合員等数を連合会に報告する。
- (8) 施設計量全数調査の対象となる農作物に係る耕地については、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員が見回り調査を行い、共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

## 6 売渡数量全数調査

売渡数量全数調査及びその取りまとめは、以下により行うものとする。ただし、特定組合が、共済事故により、組合管内において、規格外の麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

- (1) 組合等は、売渡数量全数調査に先立って評価員に評価上の諸注意を与えた後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。
- (2) 売渡数量全数調査は、評価地区ごとに、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及びその評価地区の担当評価員が1班（2名以上）となって行うものとし各班には班長を置く。
- (3) 売渡数量全数調査においては、売渡受託者等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は売渡受託者等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとの売渡数量を調査し、野帳に必要事項を記入する。

この場合、売渡数量とは、組合員等が売り渡した数量のうち農産物検査法（昭和26年法律第144号）第11条第1項に基づく農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）の検査規格に該当するもの及び規格外に格付けされたもののうち国内麦流通円滑化特別対策事業に基づき全国集荷団体が農林水産省生産局長の承認を得て定めた自主仕分基準による仕区分Aに該当するものをいう。

- (4) 売渡受託者等から(3)の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該売渡受託者等が証明するものをいう。）が得られるときは、(1)の規定による評価員への野帳の配布及び(3)の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができるほか、(2)の規定にかかわらず、評価会委員又は組合等の職員により調査を行うものとする。なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳に添付するものとする。

- (5) 売渡数量全数調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等に提出する。
- (6) 組合等は、提出された野帳により被害組合員等ごとの収量を算出する。
- (7) 特定組合以外の組合等は、売渡数量全数調査が終了したときは、2日以内に評価地区ごと及び共済事故等による種別ごとに被害組合員等数を連合会に報告する。
- (8) 売渡数量全数調査の対象となる農作物に係る耕地については、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員が見回り調査を行い、共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

## 7 出荷数量等調査

- (1) 組合等は、出荷数量等調査に先立って評価員に評価上の諸注意を与えた後、それぞれの担当評価地区の野帳を配布する。
- (2) 出荷数量等調査は、評価地区ごとに、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及びその評価地区の担当評価員が1班(2名以上)となつて行うものとし各班には班長を置く。
- (3) 出荷数量等調査においては、農業協同組合等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は農業協同組合等から必要な資料の提示を受けて、被害組合員等ごとに産地別銘柄ごとの出荷規格別の収穫(販売)量を調査し、野帳に必要事項を記入する。
- (4) 農業協同組合等から(3)の帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であつて、当該写しの内容証明(当該写しが原本と相違ないことにつき当該農業協同組合等が証明するものをいう。)が得られるときは、(1)の規定による評価員への野帳の配布及び(3)の規定による必要事項の野帳への記入を省略することができるほか、(2)の規定にかかわらず、評価会委員又は組合等の職員により調査を行うものとする。なお、必要事項の野帳への記入を省略した場合は、当該写しを野帳に添付するものとする。
- (5) 評価担当者は、農業協同組合等に出荷したもののほか、自家用種子等に供した数量が見込まれる時は当該数量の調査を行い、出荷数量の補正を行う。
- (6) 出荷数量等調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、組合等へ提出する。
- (7) 特定組合以外の組合等は、出荷数量等調査が終了したときは、2日以内に評価地区ごと及び共済事故等による種別ごとに被害組合員等数を連合会に報告する。
- (8) 出荷数量等調査の対象となる農作物に係る耕地については、評価会委員又は組合等の職員のいずれか及び評価員が見回り調査を行い、共済事故以外の原因により生じたと認められる減収量がある場合には、必ず分割評価を行うものとする。

## 8 移植不能又は発芽不能の耕地の調査及びその取扱い

- (1) 移植不能又は発芽不能の耕地については、移植期又は発芽期の直後に当該耕地のすべてにつき評価員が調査し、評価会委員又は組合等の職員がこれを確認するものとする。
- (2) 調査に当たっては、移植できなかったか又は発芽しなかった部分の面積の当該耕地の面積に対する割合(又は発芽しなかった程度)を野帳の空欄に記入するとともに、移植不能耕地又は発芽不能耕地に該当するものについては、野帳の悉皆調査単収欄に「不能」と記入するものとする。

なお、半相殺方式又は全相殺方式を採用している地域において、移植不能又は発芽不能により一筆全損被害となつた耕地については、野帳の悉皆調査単収欄に「全不能」と記入するものとする。

(3) 移植不能又は発芽不能の耕地については、引受方式ごと及び支払開始損害割合ごとに次に掲げる収量があったものとして取り扱うものとする。

ア 一筆方式及び特例一筆方式

- (ア) 支払開始損害割合が100分の30の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の35に相当する収量
- (イ) 支払開始損害割合が100分の40の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の30に相当する収量
- (ウ) 支払開始損害割合が100分の50の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の25に相当する収量

イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

- (ア) 支払開始損害割合が100分の20の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の40に相当する収量
- (イ) 支払開始損害割合が100分の30の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の35に相当する収量
- (ウ) 支払開始損害割合が100分の40の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の30に相当する収量

ウ 全相殺方式

- (ア) 支払開始損害割合が100分の10の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の45に相当する収量
- (イ) 支払開始損害割合が100分の20の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の40に相当する収量
- (ウ) 支払開始損害割合が100分の30の場合  
その耕地の基準収獲量の100分の35に相当する収量

9 転作等耕地の調査

- (1) 転作等耕地については、転作、青刈り又は鋤込みの直前に8の(1)の方法に準じて調査するものとする。
- (2) 調査に当たっては、転作、青刈り又は鋤込みをした時以後の天候が平年並であるとした場合に収獲を見込み得る量をもってその収量とするものとする。

10 見回り調査

組合等は、評価会の審議の参考とするため、必要に応じ、評価会委員に見回り調査を行わせるものとする。

ただし、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式を選択した組合員等に係る耕地については、被害申告がされた組合員等のすべての耕地を、評価員、評価会委員又は組合等職員により見回り調査を行わせるものとする。

11 野帳の整備

組合等は、第2の1の(4)のイ、2の(2)、3の(2)及び4の(2)により連合会から指示があった場合は、これに従って指定の期日までに野帳及び損害通知書を整備しておかなければならない。

## 第2 連 合 会

連合会は、一筆方式及び半相殺方式にあっては、収穫期において原則として組合等の現地評価終了後、組合等ごとに連合会抜取調査を実測の方法又は実測及び検見の方法により行う。全相殺方式にあっては、連合会施設計量抜取調査又は連合会売渡数量抜取調査を施設管理者又は売渡受託者等が保管する帳簿の閲覧等の方法（乾燥調製施設に搬入されない耕地等及び売り渡されない耕地については、収穫期において連合会抜取調査を実測の方法又は実測及び検見の方法）により、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、連合会出荷数量等抜取調査を農業協同組合等が保管する帳簿の閲覧等の方法（水稻の品質方式にあっては、その収穫物が、農業協同組合等に出荷されない耕地については、収穫期において連合会抜取調査及び水稻の品位の判定に係る組合等の品位判定調査に準ずる調査（以下「連合会品位判定調査」という。）を現地で実測の方法）により行う。また、組合等の区域に離島が含まれる場合において、当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行った場合には、連合会抜取調査を省略しても差し支えない。

なお、一筆方式、半相殺方式及び全相殺方式にあっては、組合等が評価地区を設定しないで全筆調査（収穫期において実測の方法により行うものに限る。以下前文において同じ。）を行う場合において、連合会が当該調査に参加するときは、当該調査をもって連合会抜取調査に代えることができるものとし、また、品質方式にあっては、組合等が評価地区を設定しないで行う全筆調査及び品位判定調査を行う場合において、連合会が当該調査に参加したときは、当該調査をもって連合会抜取調査及び連合会品位判定調査に代えることができるものとする。

### 1 連合会抜取調査

(1) 連合会は、連合会抜取調査の調査単位（以下「連合会抜取調査単位」という。）を、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに設定し、各組合等一律に適用する。

ただし、同一の共済目的の種類について、複数の共済事故等による種別を実施する組合等がある場合には、連合会抜取調査単位を、共済目的の種類ごと、引受方式ごと及び事故除外区分ごととして差し支えないものとする（この場合、同一の共済目的の種類に含まれる引受方式において、必ずしも連合会抜取調査単位を統一する必要はない。）。

なお、被害の発生状況等から、引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定する必要がないと認められるときは、次のアからウまでの場合を除き、連合会抜取調査単位を、共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごととして差し支えないものとする。

ア 農単申告抜取調査を行う半相殺方式

イ 連合会施設計量抜取調査又は連合会売渡数量抜取調査を行う全相殺方式

ウ 水稻の品質方式

(2) 連合会抜取調査は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに、地域、熟期、災害状況その他の要素によって組合等の野帳を階層に区分し、各階層ごとに実測調査をする耕地（以下「実測筆」という。）を抽出して行うものとするが、災害状況により必要がある場合には、適宜検見のみによる調査を行う耕地（以下「検見筆」という。）を補足的に抽出して行うものとする。

ただし、被害の程度が比較的均一な組合等の連合会抜取調査単位については、階層区分を行わなくても差し支えない。悉皆調査による被害の筆数が著しく僅少な組合等の連合会抜取調査単位又は地域若しくは熟期による階層（以下「地域等階層」という。）に区分した場合のその被害の筆数の著しく僅少な地域等階層については、実測調査を省略して検見による調査（以下「検見調査」という。）のみとして差し支えない。

- (3) 連合会抜取調査の階層数及び筆数は、次のとおりとする。
- ア 階層数は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとにおおむね2～6程度とする。
  - イ 実測筆数の基準は、連合会実測調査要領によるものとする。
  - ウ 各階層ごとの実測筆数は3筆以上とする。ただし、第4節第2の1の(2)の工において地域等階層ごとに損害高を算定する場合(同節第2の2～5において準じて算定する場合を含む。)は、その階層ごとの実測筆数は10筆以上(その階層ごとの被害申告筆数の1割が10筆を下回るときは、当該申告筆数の1割(その数が3筆未満となるときは3筆)を下限)とする。
- (4) 連合会抜取調査筆の抽出は、おおむね次の要領により行う。
- ア 連合会は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに階層区分の基準及び各階層ごとの連合会抜取調査筆数を定める。
  - イ アの階層区分は、悉皆調査結果によって行うものとし、連合会はあらかじめ組合等に階層区分の基準を示し、連合会抜取調査の前日までに野帳及び損害通知書を区分して整備するよう指示するものとする。
  - ウ 連合会は、イによって区分された各階層ごとの野帳の中からアによって定めた数の連合会抜取調査筆を任意抽出法(任意系統抽出法を含む。)により抽出する。この場合、実測筆と検見筆の合計の筆数の調査筆を抽出した後、更にその中から所定の数の実測筆を抽出する。
  - エ ウの抽出に当たっては、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地は除くものとする。
  - オ 組合等の地形等の関係から現地調査を簡便化する必要がある場合には、ウの抽出方法に代えて次のような方法をとっても差し支えない。
    - (ア) 任意に評価地区(6～9地区程度)を抽出し、抽出した評価地区についてアの区分による各階層の野帳の中から連合会抜取調査筆を1筆以上抽出する方法
    - (イ) 検見筆を補足して抽出する場合には、まず実測筆を抽出し、実測筆の次番号(又は前番号)の筆を検見筆とする方法
  - カ 連合会抜取調査筆の抽出は、連合会の職員又は連合会の評価員が行わなければならない。
- (5) 連合会抜取調査筆の調査及びその取りまとめは、連合会実測調査要領により行うものとする。ただし、共済事故により、連合会管内において、規格外の米又は麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。
- (6) 組合等における全筆調査又は抜取調査が実測の方法で行われた場合における連合会抜取調査筆について、以下のア及びイに該当する場合は、組合等の実測調査の結果をもって連合会抜取調査の結果に代えることができるものとする。
- ア 組合等の野帳及び当該調査筆の状況から、組合等が実測を行った日から連合会抜取調査を行う日までの期間が十分短く、当該調査筆の収穫量に変化が生じない期間であると判断できる場合
  - イ 当該調査筆の現地確認、組合等が行う乾燥、もみすり及び調製への立ち会い等により組合等が行った実測調査が適切であると判断できる場合

- (7) 収穫皆無耕地については、一部の耕地を抜取って調査するか又はすべての耕地について調査を行うものとするが、一部の耕地を抜取って調査を行った場合で組合等の調査が適切でないと認められたときは、組合等に再調査させるか又は連合会がすべての耕地について調査を行うものとする。

## 2 連合会品位判定調査

- (1) 連合会品位判定調査を適正に行うことができるものとして、連合会が指定する水稻の品位の判定に係る技能・知識を修得する者により班を編成(2名以上)し、班長を置く。
- (2) 連合会は、連合会品位判定調査を行い、野帳に必要事項を記入する。
- (3) 連合会品位判定調査に当たっては、必要に応じて、登録検査機関等の協力を得て、品位判定に係る適切な指導を受けるものとする。
- (4) 連合会は、連合会品位判定調査の結果からみて組合等の行った品位判定調査が適切でないと認められるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。
- (5) 連合会品位判定調査は、連合会実測調査要領により行うものとする。
- (6) 連合会品位判定調査が終了したときは、班長は、速やかに野帳に押印又は署名して、連合会へ提出する。

## 3 連合会施設計量抜取調査

- (1) 連合会施設計量抜取調査は、組合等の施設計量全数調査の終了時に乾燥調製施設ごとに施設計量全数調査の対象となった被害組合員等のうちその20パーセント以上(その数が1評価地区当たり10組合員等未満のときは10組合員等)を任意に抽出し、その者につき施設管理者が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は当該管理者等から必要な資料の提示を受けて、当該組合等から提出された野帳を照合する方法により調査するものとする。ただし、施設管理者等から当該帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明(当該写しが原本と相違ないことにつき当該施設管理者等が証明するものをいう。)が得られるときは、当該写しと当該野帳を照合する方法により調査することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、組合等が第1の5の(4)の方法により施設計量全数調査を行った場合は、連合会施設計量抜取調査を省略することができるものとする。

- (2) 連合会は、あらかじめ組合等に連合会施設計量抜取調査の前日までに野帳を整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、連合会施設計量抜取調査の結果からみて組合等の行った施設計量全数調査が適切でないと認められるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。
- (4) 連合会施設計量抜取調査及びその取りまとめは、(1)及び連合会実測調査要領により行うものとする。ただし、共済事故により、連合会管内において、規格外の米又は麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

## 4 連合会売渡数量抜取調査

- (1) 連合会売渡数量抜取調査は、組合等の売渡数量全数調査の終了時に売渡受託者等ごとに売渡数量全数調査の対象となった被害組合員等のうちその20パーセント以上(その数が1評価地区当たり10組合員等未満のときは10組合員等)を任意に抽出し、その者につき売渡受託者

等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は当該売渡受託者等から必要な資料の提示を受けて、当該組合等から提出された野帳を照合する方法により調査するものとする。ただし、売渡受託者等から当該帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該売渡受託者等が証明するものをいう。）が得られるときは、当該写しと当該野帳を照合する方法により調査することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、組合等が第1の6の(4)の方法により売渡数量全数調査を行った場合は、連合会売渡数量抜取調査を省略することができるものとする。

- (2) 連合会は、あらかじめ組合等に連合会売渡数量抜取調査の前日までに野帳を整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、連合会売渡数量抜取調査の結果からみて組合等の行った売渡数量全数調査が適切でないと思われるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。
- (4) 連合会売渡数量抜取調査及びその取りまとめは、(1)により行うものとする。ただし、共済事故により、連合会管内において、規格外の麦が多く発生した場合等であって、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得た方法により行う場合は、この限りではない。

#### 5 連合会出荷数量等抜取調査

- (1) 連合会出荷数量等抜取調査は、組合等の出荷数量等調査の終了時に農業協同組合等ごとに出荷数量等調査の対象となった被害組合員等のうちその20パーセント以上（その数が1評価地区当たり10組合員等未満のときは10組合員等）を任意に抽出し、その者につき農業協同組合等が保管する帳簿、伝票等を閲覧し、又は農業協同組合等から必要な資料の提示を受けて、当該組合等から提出された野帳を照合する方法により調査するものとする。ただし、農業協同組合等から当該帳簿、伝票等又はその他必要な資料の写しの提供を受けられる場合であって、当該写しの内容証明（当該写しが原本と相違ないことにつき当該農業協同組合等が証明するものをいう。）が得られるときは、当該写しと当該野帳を照合する方法により調査することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、組合等が第1の7の(4)の方法により出荷数量等調査を行った場合は、連合会出荷数量等抜取調査を省略することができるものとする。

- (2) 連合会は、あらかじめ組合等に連合会出荷数量等抜取調査の前日までに野帳を整備するよう指示するものとする。
- (3) 連合会は、連合会出荷数量等抜取調査の結果からみて組合等の行った出荷数量等調査が適切でないと思われるときは、組合等に再調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

#### 6 見回り調査

見回り調査を行う場合は、おおむね次の方法によるものとし、その記録を明確にしておくものとする。また、分割評価の対象となると見込まれる耕地がある場合は、その内容についても記録しておくものとする。

##### (1) 一筆方式及び特例一筆方式

ア 評価会委員が中心となって行う見回り調査は、評価区域ごとに高、中、低の被害程度の区別に1組合等につき達観的な調査を行う。なお、被害の程度が中である組合等については、2～3評価地区を任意に抽出し、この抽出した評価地区につき各10筆程度の被害耕地について、検見調査を行う。

イ 評価員が中心となって行う見回り調査は、1の連合会抜取調査に並行して行うものとし、引受面積に対する被害面積の割合を見積るとともに、被害程度又は種類別に若干筆を抽出し検見を行い、基準収穫量に対する被害割合を見積る等の方法により、被害面積及び共済減収量を推算する。

(2) 半相殺方式及び特例半相殺方式

半相殺方式超過被害組員等数（特例半相殺方式にあつては、特例半相殺方式超過被害組員等数）を把握し、一筆方式の場合に準じた方法により、被害面積及び共済減収量を推算する。

(3) 全相殺方式

全相殺方式超過被害組員等数を把握し、一筆方式の場合に準じた方法により、共済減収量を推算する。

(4) 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

被害組員等数を把握し、一筆方式の場合に準じた方法により、減収量を推算する。

7 移植不能又は発芽不能の耕地の調査

移植不能又は発芽不能の耕地については、第1の8による組合等の現地評価終了後、評価員又は連合会の職員により、適宜一部の耕地を抜取って調査するか又はすべての耕地について調査を行うものとするが、抜取って調査を行った場合に、組合等の行った調査が適切でない認められたときは、組合等に再調査させるか又は連合会がすべての耕地について調査を行うものとする。

8 転作等耕地の調査

転作等耕地については、第1の9による組合等の現地評価終了後、評価員又は連合会の職員により、適宜一部の耕地を抜取って調査するか又は全ての耕地について調査を行うものとするが、抜取って調査を行った場合に、組合等の調査が適切でない認められたときは、組合等に再調査させるか又は連合会が全ての耕地について調査を行うものとする。なお、この調査に当たっては、農業試験場、地域センター等の指導を受けて収量の見積りに正確を期するよう措置するものとする。

## 第4節 損害評価高の取りまとめ

### 第1 組合等

#### 1 一筆方式

##### (1) 評価会に対する諮問

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、現地評価の結果を整理し、共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

なお、特定組合において、第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、以下のウ及びエにおいて「評価地区」を「地域等階層」と読み替えるものとする。また、クの事項に関する資料として、地域等階層ごとに属する評価地区等の一覧表を提出するものとする。

- ア 評価地区等ごとの悉皆調査における一筆方式超過被害面積
- イ 評価地区等ごとの悉皆調査における共済減収量の概数
- ウ 評価地区ごとの抜取調査筆の悉皆調査単収の平均
- エ 評価地区ごとの抜取調査筆の抜取調査における見込単収(以下「抜取調査単収」という。)の平均
- オ エの抜取調査単収の平均とウの悉皆調査単収の平均の差(以下第1において「平均単収差」という。)
- カ 評価地区等ごとの損害高(評価地区等ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量をいう。以下同じ。)
- キ 評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定した場合は、評価地区ごとの評価地区に含まれる共済事故等による種別の一覧表
- ク その他必要な事項

(2) 平均単収差の算定及びこれによる評価地区等ごとの損害高の算定方法

(1)のオの評価地区ごとの平均単収差及び(1)のカの評価地区等ごとの損害高の算定は、次により行うものとする。

ア 平均単収差は、評価地区ごとに、抜取調査を実測のみの方法により行った場合は(ア)の算式により、抜取調査を検見及び実測の方法により行った場合は(イ)の算式により算定する。

ただし、評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定した場合は、評価地区ごとに(ア)又は(イ)の算式により得た値を、評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

$$(ア) \text{ 平均単収差} = \frac{\text{抜取調査筆の実測単収の計} - \text{抜取調査筆の悉皆調査単収の計}}{\text{抜取調査筆数}}$$

$$(イ) \text{ 平均単収差} = \frac{\text{抜取調査筆の抜取調査検見単収の計} \times \frac{\text{実測筆の抜取調査実測単収の計}}{\text{実測筆の抜取調査検見単収の計}} - \text{抜取調査筆の悉皆調査単収の計}}{\text{抜取調査筆数}}$$

ただし、(イ)の算式の「実測筆の抜取調査実測単収の計」及び「実測筆の抜取調査検見単収の計」は、同一の抜取調査班が調査した評価地区のすべてについての合計とする。

なお、特定組合において、第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、地域等階層ごとに平均単収差を算定し、これを地域等階層ごとに属する評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

イ 評価地区等ごとの損害高を算定する場合には、(1)のアからオまでの事項に関する資料に基づいて評価地区ごとの単当修正量案を定め、これによりそれぞれの評価地区に属する耕地の悉皆調査単収を修正する方法によって行うものとする。この場合には収穫皆無、移

植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行わないものとし、また、単当修正量案が10キログラム以下の場合には悉皆調査のとおり一筆方式超過被害面積及び共済減収量を定めても差し支えないものとする。

ウ 単当修正量案は、評価地区ごとの平均単収差を基準とし、一筆方式超過被害面積及び共済減収量等を勘案して定めるものとする。

ただし、評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定している場合は、評価地区ごとに定めた値を、評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

なお、組合等における評価地区ごとの単当修正量案の平均(評価地区の設定単位ごとに、評価地区等ごとに適用した単当修正量案を、該当する評価地区等ごとの悉皆調査における一筆方式超過被害面積(悉皆調査において一筆方式超過被害のない評価地区等があった組合等及び評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごとに設定した組合等にあつては、該当する各評価地区等の悉皆調査面積)を重みとした加重平均)は、評価地区ごとの平均単収差の平均(評価地区の設定単位ごとに、評価地区等ごとに適用した平均単収差を、単当修正量案の平均を算出する方法と同様の方法で行った加重平均)を下回ってはならないものとする。

また、特定組合において、第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合であつて、地域等階層ごとに平均単収差を算定したときは、単当修正量案は地域等階層ごとの平均単収差を基準として定めるものとし、地域等階層ごとに定めた値を地域等階層ごとに属する評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

エ 抜取調査を2回以上に分けて行った場合又は階層分けを行った場合には、評価地区ごとに、各回ごと又は階層ごとの単当修正量案を作成して差し支えない。

ただし、この場合におけるウのただし書については、評価地区ごとの、各回ごと又は階層ごとに定めた値を、それぞれの共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

また、この場合におけるウのなお書の適用については、該当する評価地区ごとの、各回ごと又は階層ごと及び共済事故等による種別ごとの悉皆調査における一筆方式超過被害面積(又は悉皆調査面積)を重みとして計算した平均によるものとする。

### (3) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

### (4) 特定組合以外の組合等の損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、(3)の答申があつた場合は、その内容について検討、参酌の上、評価地区等ごとの単当修正量を決定するとともに、これを悉皆調査単収に加えた単収(以下「組合等評価単収」という。)を算定し、これにより共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定する。特定組合以外の組合等は、農作物共済の共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに、この認定した共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量(以下一筆方式について「組合等当初評価高」という。)を取りまとめ、次の事項と併せて連合会に報告する(様式第28号の1並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第32号)。

ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

イ 20キログラム刻みの単当共済減収量（10アール当たりの共済減収量をいう。以下同じ。）による区分（以下「単当共済減収量区分」という。）ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量

ウ 支払共済金見込額

エ 一筆方式超過被害以下の被害面積（引受単収と組合等評価単収の差による区分（20キログラム刻み）ごとに記入すること。）

オ その他第1章第5節第1の2の(2)のイに示す事項

(5) 特定組合の損害高の当初認定

特定組合は、(3)の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、評価地区等ごとの単当修正量を決定するとともに、組合等評価単収を算定し、これにより共済金支払対象耕地及びその耕地ごとの共済減収量を認定する。特定組合は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、次の事項と併せて組合等当初評価高を取りまとめる。

ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

イ 単当共済減収量区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量

ウ 支払共済金見込額

エ 一筆方式超過被害以下の被害面積（引受単収と組合等評価単収の差による区分（20キログラム刻み）ごとに記入すること。）

オ その他第1章第5節第1の2の(3)のイに示す事項

(6) 特定組合の共済減収量の認定（承認）申請及び組合等当初評価高の報告

特定組合は、特定組合種別区分（特定組合ごと、農作物共済の共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとによる区分をいう。以下同じ。）ごとに、特定組合が支払うべき共済金の総額が当該農作物に係る農作物通常責任共済金額を超える特定組合種別区分（以下「異常災害特定組合種別区分」という。）があることが見込まれる特定組合（以下「異常災害見込特定組合」という。）は、農林水産大臣に対し、異常災害特定組合種別区分ごとの共済減収量の認定及び異常災害特定組合種別区分以外の特定組合種別区分（以下「通常災害特定組合種別区分」という。）ごとの共済減収量の承認を申請するものとする（様式第28号の2並びに第31号の1（又は様式第31号の2）及び第32号）。

ただし、異常災害見込特定組合は、異常災害特定組合種別区分がないことが見込まれる引受方式については、その引受方式に属する通常災害特定組合種別区分ごとの共済減収量を報告するものとする。

異常災害見込特定組合以外の特定組合（以下「通常災害見込特定組合」という。）は、農林水産大臣に対し、特定組合種別区分ごとの共済減収量を報告するものとする。

特定組合は、共済減収量の認定（承認）の申請をする場合は、申請と併せて次の事項を記載した報告書を提出するものとする。

ア 一筆方式超過被害面積

イ 共済減収量

ウ 支払共済金見込額

エ 事故除外方式を実施している特定組合にあっては、事故除外方式における病虫害による  
共済減収量報告書（様式第32号）

オ 規則第40条の9第2号に示す事項及び組合等当初評価高に併せて報告するものとされて  
いる事項

(7) 連合会に対する資料の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から次の資料の提出を求められたときは、これを速やかに提出するものとする。

ア 組合等当初評価高における階層別の一筆方式超過被害に係る面積又は筆数。ただし、一筆方式超過被害がない階層があった組合等にあっては、階層別の悉皆調査面積又は悉皆調査筆数

イ 引受単収ごと及び単当共済減収量区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量

ウ 地域等階層ごと及び単当共済減収量区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量並びに(4)のエの一筆方式超過被害以下の被害面積（引受単収と組合等評価単収との差による区分（20キログラム刻み）ごとに記入すること。）

2 特例一筆方式

一筆方式に準じて取り扱うものとする。この場合において、「一筆方式」とあるのは「特例一筆方式」と読み替えるものとする。

3 半相殺方式

(1) 評価会に対する諮問

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、現地評価の結果を整理し、共済金支払対象組合員等及び組合員等ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

なお、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、エにおいて準用する1の(1)のウ及びエの「評価地区」を「地域等階層」と読み替えるものとする。また、オの事項に関する資料として、地域等階層ごとに属する評価地区等の一覧表を提出するものとする。

ア 評価地区等ごとの悉皆調査における半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量の概数

イ 評価地区等ごとの半相殺方式超過被害組合員等の被害面積及び共済減収量

ウ 一筆全損被害のあった組合員等数とその被害面積及び共済減収量の概数（総数 半相殺方式超過被害に該当しない組合員等に係るもの 半相殺方式超過被害に該当するが、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70（移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35）を乗じて得た金額を下回る組合員等に係るもの 半相殺方式超過被害に該当し、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70（移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35）を乗じて得た金額を上回る組合員等に係るものの別とする。）

エ 1の(1)のウからオまで及びキに掲げる事項と同様の事項

オ その他必要な事項

(2) 平均単収差の算定及びこれによる評価地区等ごとの損害高の算定方法

一筆方式における算定方法に準じて行うものとする。

ただし、単当修正量案は、評価地区ごとの平均単収差を基準として、悉皆調査における半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量を勘案して定めるものとし、単当修正量案及び平均単収差の平均を算定するための一筆方式超過被害面積は、悉皆調査における半相殺方式超過被害組合員等の被害面積とする。

なお、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合であって、地域等階層ごとに平均単収差を算定したときは、単当修正量案は地域等階層ごとの平均単収差を基準とするものとする。

(3) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

(4) 特定組合以外の組合等の損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、(3)の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、評価地区等ごとの単当修正量を決定して、共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

なお、一筆全損被害のあった組合員等に係る共済減収量については次のとおりとする。

半相殺方式超過被害に該当しないが、一筆全損被害に該当する組合員等については、一筆全損被害の共済減収量

半相殺方式超過被害に該当するが、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る組合員等については、一筆全損被害の共済減収量

半相殺方式超過被害に該当し、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を上回る組合員等については、半相殺方式超過被害の共済減収量

特定組合以外の組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、この認定した共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量(以下半相殺方式について「組合等当初評価高」という。)を取りまとめ、次の事項と併せて連合会に報告する(様式第29号の1並びに第31号の1(又は様式第31号の2)及び第33号)。

ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

イ 半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量

ウ 一筆全損被害の組合員等数とその被害面積及び共済減収量(イに該当するものを含む。)

エ 共済金支払対象組合員等数とその被害面積及び共済減収量

オ 支払共済金見込額

カ 半相殺方式超過被害及び半相殺方式超過被害以下の被害組合員等について単当共済減収量区分ごとの、収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員等数並びに一筆全損被害組合員等について一筆全損被害のあった組合員等ごとの半相殺方式超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量(第2章第

5 節第 1 の 1 の ( 1 ) のウの (イ) の皆無等耕地共済減収量をいう。以下半相殺方式において  
同じ。) 一筆全損被害の被害面積及び共済減収量

キ その他第 1 章第 5 節第 3 の 2 の ( 2 ) のイに示す事項

( 5 ) 特定組合の損害高の当初認定

特定組合は、( 3 ) の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、評価地区等  
ごとの単当修正量を決定して、共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認  
定する。

なお、一筆全損被害のあった組合員に係る共済減収量については次のとおりとする。

半相殺方式超過被害に該当しないが、一筆全損被害に該当する組合員については、一筆  
全損被害の共済減収量

半相殺方式超過被害に該当するが、この共済減収量を用いて第 1 章第 4 節の 3 の ( 3 )  
により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕  
地の基準収穫量の合計の 100 分の 70 ( 移植不能及び発芽不能の耕地については、100 分の 35 )  
を乗じて得た金額を下回る組合員については、一筆全損被害の共済減収量

半相殺方式超過被害に該当し、この共済減収量を用いて第 1 章第 4 節の 3 の ( 3 ) によ  
り算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の  
基準収穫量の合計の 100 分の 70 ( 移植不能及び発芽不能の耕地については、100 分の 35 ) を  
乗じて得た金額を上回る組合員については、半相殺方式超過被害の共済減収量

特定組合は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、組合  
等当初評価高を次の事項と併せて取りまとめる。

ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

イ 半相殺方式超過被害組合員数とその被害面積及び共済減収量

ウ 一筆全損被害の組合員数とその被害面積及び共済減収量 ( イに該当するものを含む。 )

エ 共済金支払対象組合員数とその被害面積及び共済減収量

オ 支払共済金見込額

カ 半相殺方式超過被害及び半相殺方式超過被害以下の被害組合員について単当共済減収量  
区分ごとの、収穫皆無、移植 ( 発芽 ) 不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員数  
並びに一筆全損被害組合員について一筆全損被害のあった組合員ごとの半相殺方式超過被  
害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被  
害面積及び共済減収量

キ その他第 1 章第 5 節第 3 の 2 の ( 3 ) のイに示す事項

( 6 ) 特定組合の共済減収量の認定 ( 承認 ) 申請及び組合等当初評価高の報告

一筆方式の特定組合における認定 ( 承認 ) 申請及び報告に準ずる。

ただし、1 の ( 6 ) のア及びイについては、組合等当初評価高における被害組合員数とその  
被害面積及び共済減収量並びに一筆全損被害の被害面積とする ( 様式第 29 号の 2 並びに第 31  
号の 1 ( 又は様式第 31 号の 2 ) 及び第 33 号 ) 。

( 7 ) 連合会に対する資料の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から次の資料の提出を求められたときは、これを速やか  
に提出するものとする。

ア 組合等当初評価高における階層別の半相殺方式超過被害組合員等の被害面積又は被害筆数。ただし、半相殺方式超過被害組合員等のない階層があった組合等にあつては、階層別の悉皆調査面積又は悉皆調査筆数

イ 地域等階層ごとの(4)のイの半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量並びに(4)の力の半相殺方式超過被害及び半相殺方式超過被害以下被害組合員等について定める事項

ウ 一筆全損被害の組合員等に係る組合員等別計算表

#### 4 特例半相殺方式

半相殺方式に準じて取り扱うものとする。この場合において、「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と、「第1章第4節の3の(3)」とあるのは「第1章第4節の3の(4)」と読み替えるものとする。

#### 5 全相殺方式

##### (1) 評価会に対する諮問

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、現地評価の結果を整理し、共済金支払対象組合員等及び組合員等ごとの共済減収量を認定するため、次の事項に関する資料を評価会に提出して、その意見を求める。

なお、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、ウにおいて準用する1の(1)のウ及びエの「評価地区」を「地域等階層」と読み替えるものとする。また、キの事項に関する資料として、地域等階層ごとに属する評価地区等の一覧表を提出するものとする。

ア 施設計量全数調査、売渡数量全数調査及び全筆調査による全相殺方式超過被害組合員等数とその引受面積及び共済減収量の概数

イ 全相殺方式超過被害組合員等に係る評価地区等ごとの全筆調査の面積及び増減収量

ウ 全筆調査に係るものにつき、1の(1)のウからオまで及びキに掲げる事項と同様の事項

エ 全相殺方式超過被害組合員等に係る評価地区等ごとの修正増減収量

オ 全相殺方式超過被害組合員等数とその引受面積及び共済減収量

カ 3の(1)のウに掲げる事項と同様の事項

この場合において、3の(1)のウ中「半相殺方式超過被害」とあるのは「全相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

キ その他必要な事項

##### (2) 平均単収差の算定及びこれによる評価地区等ごとの修正増減収量の算定方法

(1)のウによる平均単収差の算定は、一筆方式における算定方法に準じて行うものとし、(1)のエの修正増減収量の算定方法は、一筆方式における評価地区等ごとの損害高の算定方法に準じて行うものとする。ただし、単当修正量案は評価地区ごとの平均単収差を基準として、全筆調査における増減収量を勘案して定めるものとし、単当修正量案及び平均単収差の平均を算定するための一筆方式超過被害面積は、全相殺方式超過被害組合員等に係る全筆調査の面積とする。

なお、評価地区ごとの単当修正量案は、全筆調査単収の高低による階層ごとに定め、それぞれの階層に属する耕地の全筆調査単収を修正することが望ましい。

また、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合であって、地域等階層ごとに平均単収差を算定したときは、単当修正量案は地域等階層ごとの平均単収差を基準とするものとする。

(3) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項につき審議し、その結果を組合等に答申する。

(4) 特定組合以外の組合等の損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、(3)の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、全筆調査を行った耕地について評価地区等ごとの単当修正量を決定し、組合員等ごとの収穫量を算定の上、共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

なお、一筆全損被害のあった組合員等に係る共済減収量については、3の(4)のなお書きに準じて取り扱うものとする。この場合、「半相殺方式超過被害」とあるのは「全相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

特定組合以外の組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、この認定した共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量（以下全相殺方式について「組合等当初評価高」という。）を取りまとめ、次の事項と併せて連合会に報告する（様式第30号の1並びに第31号の1（又は様式第31号の2）及び第34号）。

ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

イ 全相殺方式超過被害組合員等数とその引受面積及び共済減収量

ウ 一筆全損被害の組合員等数とその被害面積及び共済減収量（イに該当するものを含む。）

エ 共済金支払対象組合員等数とその共済減収量

オ 支払共済金見込額

カ 全相殺方式超過被害及び全相殺方式超過被害以下の被害組合員等について単当共済減収量区分ごとの、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員等数並びに一筆全損被害組合員等について一筆全損被害のあった組合員等ごとの全相殺方式超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量（収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地の減収量のみで全相殺方式超過被害になる組合員等について共済減収量のうちこれらの耕地のみについて減収があったものとして算定した共済減収量に相当する部分をいう。以下全相殺方式において同じ。）、一筆全損被害の被害面積及び共済減収量

キ その他第1章第5節第5の2の(2)のイに示す事項

(5) 特定組合の損害高の当初認定

特定組合は、(3)の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、全筆調査を行った耕地について評価地区等ごとの単当修正量を決定し、組合員ごとの収穫量を算定の上、共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定する。

なお、一筆全損被害のあった組合員に係る共済減収量については、3の(5)のなお書きに準じて取り扱うものとする。この場合、「半相殺方式超過被害」とあるのは「全相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

特定組合は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、組合等当初評価高を次の事項と併せて取りまとめる。

- ア 評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量
- イ 全相殺方式超過被害組合員数とその引受面積及び共済減収量
- ウ 一筆全損被害の組合員数とその被害面積及び共済減収量（イに該当するものを含む。）
- エ 共済金支払対象組合員数とその共済減収量
- オ 支払共済金見込額
- カ 全相殺方式超過被害及び全相殺方式超過被害以下の被害組合員について単当共済減収量区分ごとの、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員数並びに一筆全損被害組合員について一筆全損被害のあった組合員ごとの全相殺方式超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被害面積及び共済減収量

キ その他第1章第5節第5の2の(3)のイに示す事項

- (6) 特定組合の共済減収量の認定（承認）申請及び組合等当初評価高の報告  
一筆方式について特定組合が行う認定（承認）申請及び報告に準ずる。

ただし、1の(6)のア及びイについては、組合等当初評価高における被害組合員数及びその共済減収量並びに全相殺方式超過被害組合員の引受面積及び一筆全損被害の被害面積とする（様式第30号の2並びに第31号の1（又は様式第31号の2）及び第34号）。

- (7) 連合会に対する資料の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から次の資料の提出を求められたときは、これを速やかに提出するものとする。

- ア 組合等当初評価高における階層別の全相殺方式超過被害組合員等の引受面積又は引受筆数。ただし、全相殺方式超過被害組合員等のない階層があった組合等にあつては、階層別の全筆調査面積又は全筆調査筆数
- イ 地域等階層ごとの(4)のイの全相殺方式超過被害組合員等数とその引受面積及び共済減収量並びに(4)のカの全相殺方式超過被害及び全相殺方式超過被害以下の被害組合員等について定める事項
- ウ 一筆全損被害の組合員等に係る組合員等別計算表

## 6 水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式

- (1) 評価会に対する諮問

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、共済金支払対象組合員等ごとの当該組合員等に係る減収量及び生産金額の減少額（以下「共済減少額等」という。）を認定するため、次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

なお、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、オにおいて準用する1の(1)のウ及びエ並びにカの「評価地区」を「地域等階層」と読み替えるものとする。また、ウの事項に関する資料として、地域等階層ごとに属する評価地区等の一覧表を提出するものとする。

- ア 共済金支払対象組合員等ごとの減収量、分割減収量、生産金額の減少額及び支払共済金見込額とその組合等の合計（平均値）
- イ 出荷数量等調査に係る被害組合員等数、減収量、生産金額の減少額及び支払共済金見込額の組合等の合計（平均値）

- ウ 全筆調査及び品位判定調査に係る被害組合員等数、減収量、生産金額の減少額及び支払  
共済金見込額の組合等の合計（平均値）
- エ 全筆調査に係る評価地区等ごとの被害組合員等数、耕地数、引受面積及び収穫量
- オ 全筆調査に係るものにつき、1の（1）のウからオまで及びキに掲げる事項と同様の事項
- カ 全筆調査に係る被害組合員等ごとの修正後収穫量の評価地区ごとの合計
- キ 被害組合員等の地域における農業協同組合等の出荷規格別出荷量及び割合
- ク その他必要な事項

(2) 評価地区ごとの平均単収差及びこれによる全筆調査に係る被害組合員等ごとの修正後収穫量の算定方法

(1)のオに規定する1の（1）のオの評価地区ごとの平均単収差及び（1）のカの全筆調査に係る被害組合員等ごとの修正後収穫量の算定は、次により行うものとする。

ただし、評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと、引受方式ごとに設定した場合は、評価地区ごとにアの算式により得た値を、評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

なお、特定組合において第3節第1の4の(3)により抜取調査を行った場合は、地域等階層ごとに平均単収差を算定し、これを地域等階層ごとに含まれる評価地区等ごとに一律に適用するものとする。また、この場合、単当修正量案は地域等階層ごとの平均単収差を基準として定めるものとし、地域等階層ごとに定めた値を地域等階層ごとに属する評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

ア 平均単収差は、1の（2）のアに準じて算定する。

イ 全筆調査に係る被害組合員等ごとの修正後収穫量を算定する場合には、（1）のエ及びオの事項に関する資料に基づいて評価地区ごとの単当修正量案を定め、これによりそれぞれの評価地区に属する耕地ごとに、当該耕地の全筆調査単収に当該単当修正量案を加えて得た耕地ごとの修正後収穫量（単当修正量案がマイナスの場合において、全筆調査単収に当該単当修正量案を加えた数量が0を下回ったときは、0とする。）を当該被害組合員等ごとに集計する方法により行うものとする。この場合には収穫皆無耕地及び転作等耕地については修正を行わないものとし、単当修正量案が10キログラム以下の場合には全筆調査のとおり収穫量を定めても差し支えないものとする。

ウ 評価地区ごとの単当修正量案は、評価地区の設定単位を共済目的の種類ごと、引受方式ごとに設定した場合は、評価地区ごとに定めた値を、評価地区等ごとに一律に適用するものとする。

なお、組合等における評価地区ごとの単当修正量案の平均（評価地区ごとに適用した単当修正量案を、該当する評価地区ごとの全筆調査における面積を重みとした加重平均）は、評価地区ごとの平均単収差の平均（評価地区ごとに適用した平均単収差を、単当修正量案の平均を算出する方法と同様の方法で行った加重平均）を下回ってはならないものとする。

エ 抜取調査を2回以上に分けて行った場合又は階層分けを行った場合には、評価地区ごとに、各回ごと又は階層ごとの単当修正量案を作成して差し支えない。

ただし、この場合におけるウについては、評価地区ごとの、各抜取調査ごと又は階層ごとに定めた値を、それぞれの共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

また、この場合におけるウのなお書の適用については、該当する評価地区ごとの、各抜取調査ごと又は階層ごと及び共済事故等による種別ごとの全筆調査における面積を重みとして計算した平均によるものとする。

(3) 共済減少額等の取りまとめ

組合等は、第3節の現地評価が終了したときは、組合員等ごとに、次により共済減少額等の取りまとめを行うものとする。

ア 減収量の取りまとめ

出荷数量等調査による産地別銘柄ごとの出荷規格別の数量（自家用種子等に供するため自家保有した数量がある場合は、その数量を当該出荷規格別の数量の割合により按分した規格として、それぞれ当該規格の数量に加算する。）を実収穫量とする。

全筆調査及び品位判定調査にあつては、産地別銘柄ごとに、(2)の組合員等の修正後収穫量を品位判定調査による規格と同等の出荷規格としての実収穫量とする。

また、当該数量に引受時に設定した品質指数を乗じて得た数量の合計値を組合員等ごとの当該年産の収穫量とし、次により組合員等ごとの減収量を取りまとめる。

ただし、見回り調査において分割評価を行った組合員等については出荷数量に分割減収量を加えた数量をもって当該組合員等の実収穫量とする。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - (\text{実収穫量} \times \text{品質指数})$$

なお、品質を含む実収穫量の算定の基礎となる品質指数は引受要綱第3章第2節第1の品質指数とする。

イ 生産金額の減少額の取りまとめ

アの産地別銘柄ごとの出荷規格別の実収穫量に、引受時に設定したキログラム当たり生産金額（引受要綱第3章第1節第4のキログラム当たり生産金額をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額を組合員等ごとの当該年産の生産金額とし、次により組合員等ごとの生産金額の減少額を取りまとめる。

$$\text{生産金額の減少額} = \text{特定農作物共済限度額} - \text{当該年産の特定農作物の生産金額}$$

(4) 評価会の答申

評価会は、(1)の事項について審議し、その結果を組合等に答申する。

(5) 特定組合以外の組合等の損害高の当初認定及び組合等当初評価高の報告

特定組合以外の組合等は、(4)の答申があつた場合は、その内容について検討、参酌の上、全筆調査を行った耕地について評価地区等ごとの単当修正量を決定し、組合員等ごとの収穫量を算定の上、共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの共済減少額等を認定する。特定組合以外の組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、この認定した共済金支払対象組合員等及び当該組合員等ごとの共済減少額等（以下、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式について「組合等当初評価高」という。）を取りまとめ、次の事項と併せて連合会に報告するものとする（様式第54号の1）。

ア 支払共済金見込額

イ 全筆調査に係る評価地区ごとの平均単収差及び評価地区等ごとの単当修正量

- ウ 共済金支払対象組合員等数、引受面積及び共済減少額等
- エ 出荷数量等調査に係る組合員等数、引受面積及び共済減少額等
- オ 全筆調査及び品位判定調査に係る組合員等数、引受面積及び共済減少額等
- カ 全筆調査に係る組合員等ごとに、全筆調査を行った耕地ごとの面積及び単当修正後収穫量並びに収穫皆無耕地及び転作等耕地の面積及び収穫量
- キ 共済金支払対象組合員等に係る規格別修正後収穫量
- ク 出荷数量等調査に係る共済金支払対象組合員等の出荷規格別収穫量
- ケ 全筆調査及び品位判定調査に係る共済金支払対象組合員等の出荷規格別収穫量
- コ その他第1章第5節第6の2の(2)のイ

(6) 特定組合の損害高の当初認定

特定組合は、(4)の答申があった場合は、その内容について検討、参酌の上、全筆調査を行った耕地について評価地区等ごとの単当修正量を決定し、組合員等ごとの収穫量を算定の上、共済金支払対象組合員及び当該組合員ごとの共済減少額等を認定する。特定組合は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び共済事故等による種別ごとに、次の事項と併せて組合等当初評価高を取りまとめる。

- ア 共済金支払対象組合員数、支払共済金見込額
- イ 出荷数量等調査に係る組合員数、引受面積及び共済減少額等
- ウ 全筆調査及び品位判定調査に係る組合員数、引受面積及び共済減少額等
- エ 全筆調査に係る全筆調査を行った耕地の面積、修正後収穫量並びに収穫皆無耕地及び転作等耕地の面積、収穫量
- オ 共済金支払対象組合員に係る規格別修正後収穫量
- カ 全筆調査及び品位判定調査に係る出荷規格別収穫量
- キ 出荷数量等調査に係る出荷規格別収穫量
- ク その他第1章第5節第6の2の(3)のイ

(7) 特定組合の共済減少額等の認定(承認)申請及び組合等当初評価高の報告

一筆方式において特定組合が行う認定(承認)申請及び報告に準じて、取り扱うものとする。この場合において、「共済減収量」とあるのは「共済減少額等」と読み替えるものとする。

また、1の(6)のアからオまでについては、(6)のアからクまでの事項とする(様式第54号の2)。

(8) 連合会に対する資料の提出

特定組合以外の組合等は、連合会から次の資料の提出を求められたときは、これを速やかに提出するものとする。

- ア 組合等当初評価高における階層別の全筆調査に係る組合員等の全筆調査の面積又は耕地数
- イ 地域等階層ごとの(5)のオの全筆調査及び品位判定調査に係る組合員等数とその全筆調査の面積及び修正後収穫量並びに(5)のカ及びコの全筆調査に係る組合員等について定める事項

## 第2 連 合 会

### 1 一筆方式

#### (1) 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

連合会は、組合等当初評価高の報告における評価地区等ごとの単当修正量（階層別に単当修正量が異なる場合には、その階層ごとの単当修正量）を連合会実測調査野帳に記入された組合等の悉皆調査単収に加えて、連合会抜取調査筆について、組合等評価単収を算定する。

#### (2) 平均単収差の算定及びこれによる損害高の算定

連合会は、連合会抜取調査結果により次の事項を取りまとめる。

なお、以下のアからウにおける平均単収差については、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごと（以下「組合等種別区分ごと」という。）に算定するものとする。

ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定している場合は、連合会抜取調査単位ごとに次式により計算して得た値を、共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

また、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごとに設定している場合は、ア及びイにおける「一筆方式超過被害面積」を「一筆方式超過被害面積及び半相殺超過被害組合員等の被害面積」と読み替えるものとする。

#### ア 実測調査から得られる平均単収差

(ア) 実測調査から得られる平均単収差（以下「実測平均単収差」という。）は、実測筆について組合等評価単収と実測調査から得られる単当収量（以下「実測単収」という。）から次式により算定する。

$$\text{実測平均単収差} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{階層別の単純} \\ \text{平均単収差} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{組合等当初評価高における階} \\ \text{層別の一筆方式超過被害面積} \end{array} \right) \text{の各階層の合計}}{\text{組合等当初評価高における一筆方式超過被害面積}}$$

$$\text{階層別の単純平均単収差} = \frac{\text{階層別の実測筆の実測単収の計} - \text{階層別の実測筆の組合等評価単収の計}}{\text{階層別の実測筆数}}$$

(イ) 階層区分をしないで実測筆を抽出した場合は、次式により算定する。

$$\text{実測平均単収差} = \frac{\text{実測筆の実測単収の計} - \text{実測筆の組合等評価単収の計}}{\text{実測筆数}}$$

#### イ 検見調査を行った場合におけるその調査結果を実測により修正した際の平均単収差

(ア) 検見調査の結果を実測により修正した際の平均単収差（以下「検見修正平均単収差」という。）は、連合会抜取調査筆についての組合等評価単収及び連合会抜取調査筆についての連合会の検見調査結果を実測により修正して得た単収から、次式により算定する。なお、次式における「階層別の実測単収の計」は、実測筆のうち、連合会の検見調査を行った筆のみの実測単収の計とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{検見修正} \\
 \text{平均単収差}
 \end{array}
 = \frac{
 \left(
 \begin{array}{l}
 \text{階層別の連合} \\
 \text{会抜取調査筆} \\
 \text{の連合会検見} \\
 \text{単収の計}
 \end{array}
 \times \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{階層別の実測筆} \\
 \text{の実測単収の計}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{階層別の実測筆} \\
 \text{の連合会検見単} \\
 \text{収の計}
 \end{array}
 }
 - \begin{array}{l}
 \text{階層別の抜} \\
 \text{取調査筆の} \\
 \text{組合等評価} \\
 \text{単収の計}
 \end{array}
 \right)
 \times \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{組合等当初評価} \\
 \text{高における階層} \\
 \text{別の一筆方式超} \\
 \text{過被害面積}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{階層別抜取筆数}
 \end{array}
 }
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{組合等当初評価高における一筆方式超過被害面積}
 \end{array}
 }
 \times \begin{array}{l}
 \text{の各階層} \\
 \text{の合計}
 \end{array}$$

(イ) 階層区分をしないで連合会抜取調査筆を抽出した場合には、次式により算定する。

なお、次式における「実測単収の計」は、実測筆のうち、連合会の検見調査を行った筆のみの実測単収の計とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{検見修正} \\
 \text{平均単収差}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{連合会抜取調} \\
 \text{査筆の連合会} \\
 \text{検見単収の計}
 \end{array}
 \times \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{実測筆の実測単収の計}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{実測筆の連合会検見単収の計}
 \end{array}
 }
 - \begin{array}{l}
 \text{連合会抜取調} \\
 \text{査筆の組合等} \\
 \text{評価単収の計}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{連合会抜取筆数}
 \end{array}
 }$$

ウ 見回り調査を行った場合におけるその調査結果から得られる平均単収差

見回り調査（第3節第2の5の(1)のイの見回り調査をいう。以下1について同じ。）結果から得られる平均単収差（以下「見回り平均単収差」という。）は、見回り調査による損害高から連合会実測調査要領第13の〔 〕に準ずる方法により組合等種別区分ごとに算定する。ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定している場合は、組合等ごと及び連合会抜取調査単位ごとに計算して得た値を、組合等種別区分ごとに一律に適用するものとする。

エ 連合会抜取調査による損害高の算定

実測平均単収差、検見修正平均単収差及び見回り平均単収差に基づき、連合会実測調査要領に示す方法により組合等当初評価高を修正して、組合等種別区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量を算定する。ただし、実測調査を行わなかった組合等種別区分については、検見調査結果からアに準じて算定した検見平均単収差によってその算定を行うものとする。

なお、この算定を行う場合には、必要に応じ組合等に地域等階層ごとの必要資料の提出を求め、その階層ごとに算定を行っても差し支えない。

オ エの算定に当たっては、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、修正を行わないものとする。

(3) 平均単収差の算定についての留意事項

悉皆調査単収の高低によって階層分けをした場合には、(2)の平均単収差の計算においては、各連合会抜取調査筆がどの階層に所属するものであるかは、その組合等評価単収の高低によって決めるものとする。従って、連合会抜取調査筆を抽出した際の所属とはその所属がわかる場合があるので注意すること。

(4) 単当修正量案の作成とこれによる損害高の算定

連合会は、(2)の資料に基づき、都道府県の指導を受け、組合等種別区分ごとに単当修正量の案を作成し、連合会実測調査要領に示す方法によりこの単当修正量案を適用して組合等種別区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量を算定する。この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、(2)のオの取扱いと同様とする。ただし、単当修正量案が5キログラム以下の場合には、組合等当初評価高のとおり一筆方式超過被害面積及び共済減収量の連合会案を定めても差し支えない。

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに単当修正量の案を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

(5) 見回り調査結果を共済減収率案として適用する場合の損害高の算定

組合等種別区分ごとの損害高の算定に当たっては、見回り調査の結果から算出される共済減収率(共済減収量の引受収量に対する割合)をも使用できるものとする。この場合は、都道府県の指導を受け、単当修正量案の作成に代えて共済減収率案を算出し、これを適用して組合等種別区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量を算定しても差し支えない。

(6) 単当修正量案の作成についての留意事項

ア (4)の単当修正量案は、実測平均単収差(実測調査を行わない組合等については検見平均単収差。以下同じ。)を基礎とし、これによる損害高の算定結果を参考とし、検見調査又は見回り調査を行ったときは、これらのほか、検見修正平均単収差及びこれに基づく損害高の算定結果又は見回り平均単収差及びこれに基づく損害高の算定結果をも参考として作成するものとする。

ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごと又は引受方式ごと及び事故除外区分ごとに設定している場合は、連合会抜取調査単位ごとに定めた値を、共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

なお、都道府県における単当修正量案の平均(連合会抜取調査単位ごとに、一筆方式に係る単当修正量案を、該当する組合等の当初評価高における一筆方式超過被害面積(連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと及び事故除外区分ごとに設定した場合は、一筆方式超過被害面積及び半相殺方式超過被害組合員等の被害面積)を重みとした加重平均)は、実測平均単収差の平均(連合会抜取調査単位ごとに、一筆方式に係る実測平均単収差を、単当修正量案の平均を算出する方法と同様の方法で行った加重平均)を下回ってはならないものとする。

イ 単当修正量案に代えて共済減収率案を適用して組合等種別区分ごとの一筆方式超過被害面積及び共済減収量を算定する場合における当該共済減収率案は、実測調査の結果から算出される率を基礎とし、見回り調査の結果から算出される率を参考とし、検見調査を行ったときは、これらのほか検見調査の結果から算出される率をも参考として作成するものとするが、この場合には、連合会抜取調査単位ごとに、都道府県における一筆方式の当該共済減収率案から算出される共済減収量の合計は、実測調査の結果から算出されるその共済減収量の合計を超えてはならないものとする。

(7) 評価会に対する諮問

連合会は、組合等種別区分ごとの共済減収量を認定するため、(4)又は(5)の算定結果を、その資料とともに評価会に提出して、その意見を求める。

(8) 評価会の答申

評価会は、(7)により提出された資料を基礎とし、見回り調査を行った場合は、その結果をも参考として連合会案について審議し、その結果を連合会に答申する。

(9) 共済減収量の当初認定

連合会は、評価会の答申があった場合には、その内容について検討、参酌の上、組合等種別区分ごとの共済減収量を認定する。

なお、(7)により諮問した連合会案を修正して認定する場合は、一筆方式に係る共済減収量の都道府県合計は、(4)又は(5)の方法により算定した一筆方式に係る共済減収量の合計を上回ってはならないものとする。

(10) 支払共済金見込額の算定

連合会は、(9)により認定した組合等種別区分ごとの共済減収量(以下「連合会当初評価高」という。)に基づき次により組合等種別区分ごとに支払共済金見込額を算定する。

ア 単位当たり共済金額(1キログラム当たり共済金額)が1つの組合等種別区分

単位当たり共済金額 × 連合会当初評価高

イ 単位当たり共済金額が2つ以上である組合等種別区分

(ア) 収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地のいずれもない組合等種別区分

$$\frac{\text{組合等当初評価高の支払共済金}}{\text{組合等当初評価高の共済減収量}} \times \text{連合会当初評価高}$$

(イ) 収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地のいずれかがある組合等種別区分

$$\frac{\text{組合等当初評価高の支払共済金} - \text{皆無、移植(発芽)不能、転作等耕地の支払共済金}}{\text{組合等当初評価高の共済減収量} - \text{皆無、移植(発芽)不能、転作等耕地の共済減収量}} \times \left( \text{連合会当初評価高} - \text{皆無、移植(発芽)不能、転作等耕地の共済減収量} \right) + \text{皆無、移植(発芽)不能、転作等耕地の支払共済金}$$

(11) 共済減収量の認定(承認)申請

連合会ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごと(以下「連合会種別区分」という。)に、組合等ごとの農作物異常部分保険金を合計して得た金額が当該農作物に係る連合会異常責任保有保険金額を超える連合会種別区分(以下「異常災害連合会種別区分」という。)があることが見込まれる連合会(以下「異常災害見込連合会」という。)は、農林水産大臣に対し、異常災害連合会種別区分ごとの共済減収量の認定及び異常災害連合会種別区分以外の連合会種別区分(以下「通常災害連合会種別区分」という。)ごとの共済減収量の承認を、引受方式ごとに申請するものとする(様式第41号の1及び第41号の2)。

ただし、異常災害見込連合会は、異常災害連合会種別区分がないことが見込まれる引受方式については、その引受方式に属する通常災害連合会種別区分ごとの共済減収量を報告するものとする。

異常災害見込連合会以外の連合会(以下「通常災害見込連合会」という。)は、農林水産大臣に対し、連合会種別区分ごとの共済減収量を、引受方式ごとに報告するものとする。

(12) 連合会当初評価高の報告

連合会は、(11)の申請をする場合は、申請と併せて次の事項を記載した報告書を提出するものとする（様式第41号の1、第41号の2及び第42号）。

ア 一筆方式超過被害面積

イ 共済減収量

ウ 支払共済金見込額

エ 組合等当初評価高（様式第28号の1）の写し

オ 事故除外方式を実施している組合等がある場合は、事故除外方式における病虫害による共済減収量報告書（様式第32号）

カ 規則第37条第2号に示す事項及び連合会実測調査要領において連合会当初評価高の報告に併せて報告するものとされている事項

2 特例一筆方式

一筆方式に準じて取り扱うものとする。この場合において、「一筆方式超過被害」とあるのは、「特例一筆方式超過被害」と読み替えるものとする。

3 半相殺方式

(1) 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

一筆方式における算定方法に準じて行う。

(2) 平均単収差の算定及びこれによる半相殺方式超過被害に係る損害高の算定

一筆方式における算定に準じて行うものとする。ただし、平均単収差を算定する場合の組合等当初評価高における一筆方式超過被害面積は、半相殺方式超過被害組合員等の被害面積とし、半相殺方式超過被害に係る損害高の算定は、半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量について行うものとする。

(3) 平均単収差の算定についての留意事項

一筆方式における算定についての留意事項に準ずるものとする。

(4) 単当修正量案の作成とこれによる半相殺方式超過被害に係る損害高の算定

一筆方式における算定に準じて行うものとする。ただし、半相殺方式超過被害に係る損害高の算定は、半相殺方式超過被害組合員等数とその被害面積及び共済減収量について行うものとする。

(5) 見回り調査結果を共済減収率として適用する場合の半相殺方式超過被害に係る損害高の算定

一筆方式における算定に準じて行うものとする。

(6) 単当修正量案の作成についての留意事項

一筆方式における作成についての留意事項に準ずるものとする。ただし、平均単収差及び単当修正量案の都道府県平均を算定する場合の一筆方式超過被害面積は、組合等の当初評価高における半相殺方式超過被害組合員等の被害面積とする。

(7) 損害高の算定

連合会は、一筆全損被害に係る損害高及び(4)又は(5)により算定された半相殺方式超過被害に係る損害高により共済金支払の対象となる被害組合員等数、被害面積及び共済減収量を算定する。

(8) 評価会に対する諮問

連合会は、組合等種別区分ごとの共済減収量を認定するため、(4)又は(5)の算定結果及び(7)の算定結果を、その資料とともに評価会に提出してその意見を求める。

(9) 評価会の答申

一筆方式における答申に準ずるものとする。

(10) 共済減収量の当初認定

連合会は、評価会の答申があった場合には、その内容について検討、参酌の上、組合等種別区分ごとの共済減収量を認定する。

なお、(8)により諮問した連合会案を修正して認定する場合は、半相殺方式に係る共済減収量の都道府県合計は、(7)の方法により算定した半相殺方式に係る共済減収量の合計を上回ってはならないものとする。

(11) 支払共済金見込額の算定

一筆方式における算定に準じて行うものとする。ただし、1の(10)のイの(イ)については、次の算式によるものとする。

$$\frac{\text{組合等当初評価高の支払共済金} - \text{一筆全損被害の支払共済金}}{\text{組合等当初評価高の共済減収量} - \text{一筆全損被害の共済減収量}} \times \left( \text{連合会当初評価高} - \text{一筆全損被害の共済減収量} \right) + \text{一筆全損被害の支払共済金}$$

(12) 共済減収量の認定(承認)申請

一筆方式における認定(承認)に準ずるものとする。

(13) 連合会当初評価高の報告

一筆方式における報告に準ずるものとする。ただし、1の(12)のア及びイについては、連合会当初評価高における被害組合員等数、その被害面積及び共済減収量とする(様式第33号、第41号の1、第41号の3及び第43号)。

4 特例半相殺方式

半相殺方式に準じて取り扱うものとする。この場合「半相殺方式超過被害」とあるのは、「特例半相殺方式超過被害」と読み替えるものとする。

5 全相殺方式

(1) 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

連合会抜取調査を行った地域について、一筆方式における算定方法に準じて行う。

(2) 平均単収差の算定及びこれによる全相殺方式超過被害に係る損害高の算定

ア 連合会抜取調査を行った地域についての平均単収差の算定は、一筆方式における算定に準じて行うものとし、その算定を行う場合の組合等当初評価高における一筆方式超過被害面積は、全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査の耕地面積とする。

イ 実測平均単収差、検見修正平均単収差及び見回り平均単収差に基づき、連合会実測調査要領に示す方法により組合等当初評価高を修正し、組合等種別区分ごとの全相殺方式超過被害組合員等数及びその共済減収量を算定する。

ウ その他全相殺方式超過被害に係る損害高の算定に当たって必要な事項は、一筆方式における算定に準じて行うものとする。

- (3) 平均単収差の算定についての留意事項  
一筆方式における算定についての留意事項に準ずるものとする。
- (4) 単当修正量案の作成とこれによる全相殺方式超過被害に係る損害高の算定  
一筆方式における算定に準じて行うものとする。ただし、全相殺方式超過被害に係る損害高の算定は、全相殺方式超過被害組合員等数とその共済減収量について行うものとする。
- (5) 見回り調査結果を共済減収率として適用する場合の全相殺方式超過被害に係る損害高の算定  
一筆方式における算定に準じて行うものとする。
- (6) 単当修正量案の作成についての留意事項  
一筆方式における作成についての留意事項に準ずるものとする。ただし、平均単収差及び単当修正量案の都道府県平均を算定する場合の一筆方式超過被害面積は、組合等の当初評価高における全相殺方式超過被害組合員等の全筆調査の耕地面積とする。
- (7) 損害高の算定  
半相殺方式における算定に準じて行うものとする。この場合、「半相殺方式」を「全相殺方式」と、「被害耕地」を「耕地面積」と読み替えるものとする。
- (8) 評価会に対する諮問  
連合会は、組合等種別区分ごとの共済減収量を認定するため、(4)又は(5)の算定結果及び(7)の算定結果をその資料とともに評価会に提出して、その意見を求める。
- (9) 評価会の答申  
一筆方式における答申に準ずるものとする。
- (10) 共済減収量の当初認定  
半相殺方式における当初認定に準じて行うものとする。この場合、「半相殺方式」を「全相殺方式」と読み替えるものとする。
- (11) 支払共済金見込額の算定  
一筆方式における算定に準じて行うものとする。この場合において、1の(10)のイの(イ)については、次の算式によるものとする。

ア 施設計量結果の確認の方法により収穫量を調査する場合

$$\begin{array}{r}
 \begin{array}{l}
 \text{組合等当初評価} \\
 \text{高の支払共済金}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{乾燥調製施設に収穫物のすべてを} \\
 \text{搬入した組合員等の支払共済金}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{一筆全損被害} \\
 \text{の支払共済金}
 \end{array} \\
 \hline
 \begin{array}{l}
 \text{組合等当初評価} \\
 \text{高の共済減収量}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{乾燥調製施設に収穫物のすべてを} \\
 \text{搬入した組合員等の共済減収量}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{一筆全損被害} \\
 \text{の共済減収量}
 \end{array} \\
 \\
 \times \left( \begin{array}{l}
 \text{連合会当} \\
 \text{初評価高}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{乾燥調製施設に収} \\
 \text{穫物のすべてを搬} \\
 \text{入した組合員等の} \\
 \text{共済減収量}
 \end{array}
 - \begin{array}{l}
 \text{一筆全損} \\
 \text{被害の共} \\
 \text{済減収量}
 \end{array}
 \right)
 + \begin{array}{l}
 \text{乾燥調製施設に収} \\
 \text{穫物のすべてを搬} \\
 \text{入した組合員等の} \\
 \text{支払共済金}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{一筆全損} \\
 \text{被害の支} \\
 \text{払共済金}
 \end{array}
 \end{array}$$

イ 売渡数量の確認の方法により収穫量を調査する場合

$$\begin{array}{r}
 \text{組合等当初評価} \\
 \text{高の支払共済金}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{収穫物のすべてを売り渡} \\
 \text{した組合員等の支払共済金}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{一筆全損被害} \\
 \text{の支払共済金}
 \end{array}$$


---


$$\begin{array}{r}
 \text{組合等当初評価} \\
 \text{高の共済減収量}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{収穫物のすべてを売り渡} \\
 \text{した組合員等の共済減収量}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{一筆全損被害} \\
 \text{の共済減収量}
 \end{array}$$
  

$$\times \left( \begin{array}{r}
 \text{連合会当} \\
 \text{初評価高}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{収穫物のすべてを} \\
 \text{売り渡した組合員} \\
 \text{等の共済減収量}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{一筆全損} \\
 \text{被害の共} \\
 \text{済減収量}
 \end{array}
 \right)
 +
 \begin{array}{r}
 \text{収穫物のすべてを} \\
 \text{売り渡した組合員} \\
 \text{等の支払共済金}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{r}
 \text{一筆全損} \\
 \text{被害の支} \\
 \text{払共済金}
 \end{array}$$

(12) 共済減収量の認定（承認）申請

一筆方式における認定（承認）に準ずるものとする。

(13) 連合会当初評価高の報告

一筆方式における報告に準ずるものとする。ただし、1の(12)のア及びイについては、連合会当初評価高における被害組合員等数及びその共済減収量並びに全相殺方式超過被害組合員等の引受面積及び一筆全損被害の被害面積とする（様式第34号、第41号の1、第41号の4及び第44号）。

6 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

(1) 連合会抜取調査筆についての組合等評価単収の算定

連合会は、組合等当初評価高の報告における評価地区等ごとの単当修正量（階層別に単当修正量が異なる場合には、その階層ごとの単当修正量）を連合会実測調査野帳に記入された組合等の全筆調査単収に加えて、連合会抜取調査筆について、組合等評価単収を算定する。

(2) 連合会平均単収差の算定及びこれによる被害組合員等ごとの連合会修正後収穫量の算定

連合会は、連合会抜取調査結果により次の事項を取りまとめる。

なお、以下のアにおける連合会平均単収差については、組合等ごと、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごと（以下「組合等種別区分ごと」という。）に、イにおける連合会修正後収穫量については組合等種別区分ごと及び被害組合員等ごとに算定するものとする。

ただし、連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと、引受方式ごとに設定している場合における連合会平均単収差は、組合等ごとにアの式により計算して得た値を、共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

ア 連合会平均単収差は、組合等評価単収と連合会抜取調査から得られる単当収量（以下「連合会評価単収」という。）から次式により算定する。

なお、階層区分を設定した場合は、階層区分ごとに算定するものとする。

$$\begin{array}{r}
 \text{連合会} \\
 \text{平均} \\
 \text{単収差}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{r}
 \text{連合会抜取筆の連} \\
 \text{合会評価単収の計}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{r}
 \text{連合会抜取筆の組} \\
 \text{合等評価単収の計}
 \end{array}}{\text{連合会抜取筆数}}$$

イ 連合会単当修正量案の作成とこれによる被害組合員等ごとの連合会修正後収穫量の算定

連合会は、連合会平均単収差に基づき、組合等種別区分ごとに連合会単当修正量案を作成し、それぞれの組合等に属する耕地ごとに、当該耕地の組合等評価単収に当該連合会単当修正量案を加えて得た耕地ごとの連合会修正後収穫量（連合会単当修正量案がマイナス

の場合において、組合等評価単収に当該連合会単当修正量案を加えた数量が0を下回ったときは、0とする。)を被害組員等ごとに集計する方法によりこの連合会単当修正量案を適用して組合等種別区分ごと及び被害組員等ごとの連合会修正後収穫量を算定する。

ただし、連合会単当修正量案が5キログラム以下の場合には、組合等当初評価高のとおりに被害組員等に係る収穫量の連合会案を定めても差し支えない。

連合会修正後収穫量の算定に当たっては、収穫皆無耕地及び転作等耕地については、修正を行わないものとする。

なお、この算定を行う場合、必要に応じ地域等階層ごとに連合会単当修正量案を作成し、地域等階層ごとにこれを定めても差し支えない。

### (3) 連合会単当修正量案の作成についての留意事項

ア 連合会抜取調査単位を共済目的の種類ごと、引受方式ごとに設定している場合は、組合等ごとに定めた値を、共済事故等による種別ごとに一律に適用するものとする。

なお、都道府県における連合会単当修正量案の平均(連合会単当修正量案を、該当する組合等の被害組員等における全筆調査の面積を重みとした加重平均)は、連合会平均単収差の平均(連合会平均単収差を、連合会単当修正量案の平均を算出する方法と同様の方法で行った加重平均)を下回ってはならないものとする。

イ 連合会単当修正量案に代えて連合会単当修正率案を適用して組合等種別区分ごと及び被害組員等ごとの連合会修正後収穫量を算定する場合における当該連合会単当修正率案は、連合会抜取調査の結果から算出される率を基礎として作成するものとする。この場合において、都道府県ごとの当該連合会単当修正率案から算出される連合会修正後収穫量の合計は、連合会抜取調査の結果から算出されるその連合会修正後収穫量の合計を超えてはならないものとする。

### (4) 共済減少額等の取りまとめ

連合会は、組合等種別区分ごと及び被害組員等ごとに、次により共済減少額等の取りまとめを行うものとする。

#### ア 減収量の取りまとめ

連合会出荷数量等抜取調査による産地別銘柄ごとの出荷規格別の数量(自家用種子等に供するため自家保有した数量がある場合は、その数量を当該出荷規格別の数量の割合により按分した規格として、それぞれ当該規格の数量に加算する。)を実収穫量とする。

全筆調査及び品位判定調査にあつては、産地別銘柄ごとに、(2)の組員等の連合会修正後収穫量を連合会品位判定調査による規格と同等の出荷規格としての実収穫量とする。

また、当該数量に引受時に設定した品質指数を乗じて得た数量の合計値を当該年産の収穫量とし、次により組員等ごとの減収量を取りまとめる。

ただし、組合等の見回り調査において分割評価が行われた組員等については、出荷数量に分割減収量を加えた数量をもって当該組員等の実収穫量とする。

$$\text{減収量} = \text{基準収穫量} - (\text{実収穫量} \times \text{品質指数})$$

#### イ 生産金額の減少額の取りまとめ

組合等における生産金額の減少額の取りまとめに準ずる。

(5) 評価会に対する諮問

連合会は、組合等種別区分ごとの共済減少額等を認定するため、組合等ごとに次の事項を評価会に提出してその意見を求めるものとする。

ア 共済金支払対象組合員等に係る減収量、分割減収量、生産金額の減少額及び支払共済金見込額とその組合等ごとの合計（平均値）

イ 共済金支払対象組合員等のうち連合会出荷数量等調査に係るアの事項の組合等ごとの合計（平均値）

ウ 共済金支払対象組合員等のうち連合会採取調査及び連合会品位判定調査に係るアの事項の組合等ごとの合計（平均値）

エ (2)及び(4)の算定結果

オ 共済金支払対象組合員等の地域における農業協同組合等の出荷規格別割合の平均値

カ 組合等の区域内の該当する農業協同組合等ごとの出荷実績

出荷実績は、当該年産及び前5年産の出荷状況等について農業協同組合等の出荷資料等に基づき取りまとめる。

キ 組合等種別区分ごとの組合等当初評価高

ク その他審査に必要な事項

(6) 評価会の答申

評価会は、(5)の事項につき審議し、その結果を連合会に答申する。

(7) 共済減少額等の当初認定

連合会は、(6)の答申があった場合には、その内容について検討、参酌の上、全筆調査を行った耕地について評価地区等ごとの単当修正量を決定し、組合員等ごとの収穫量を算定の上、次により共済目的の種類ごと及び組合等種別区分ごとの共済金支払対象となる損害に係る共済減少額等について取りまとめ、認定する。

ア 検討のための指示の必要がない場合

連合会は、組合等当初評価高をそのまま連合会当初評価高とする。

イ 検討のための指示の必要がある場合

連合会は、評価会の意見をもとに組合等当初評価高につき、農業協同組合等の出荷実績等からみて検討を要すると思われる場合は、組合等に対しその旨の指示を行い、当該組合等に係る組合等当初評価高の見直しを行わせるものとする。

(8) 連合会当初評価高の認定（承認）申請

一筆方式における認定（承認）に準じるものとする（様式第41号の1及び第41号の5）。

(9) 連合会当初評価高の報告

連合会は、(8)の申請をする場合は、申請と併せて次の事項を記載した報告書を提出するものとする（様式第41号の1、第41号の5及び第55号）。

ア 共済金支払対象組合員等数、支払共済金見込額

イ 共済金支払対象組合員等のうち農協出荷組合員等に係る組合員等数、引受面積及び共済減少額等

ウ 共済金支払対象組合員等のうち全筆調査に係る組合員等の組合員等数、引受面積及び共済減少額等

- エ 共済金支払対象組合員等のうち全筆調査に係る組合員等の全筆調査を行った耕地の面積、  
連合会修正後収穫量並びに収穫皆無耕地及び転作等耕地の面積、収穫量
- オ 共済金支払対象組合員等に係る規格別連合会修正後収穫量
- カ 共済金支払対象組合員等のうち全筆調査に係る組合員等の個人出荷分の出荷規格別連合  
会修正後収穫量及び農業協同組合等に出荷した分の出荷規格別収穫量
- キ 共済金支払対象組合員等のうち農協出荷組合員等の出荷規格別収穫量
- ク 組合等当初評価高の写し
- ケ その他第1章第5節第6の2の(4)のイ

## 第5節 損害評価高の決定

### 第1 連合会

#### 1 共済減収量の最終認定

連合会は、次により組合等種別区分ごとの共済減収量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては共済減少額等。以下第1において同じ。）を最終的に認定する。

なお、この場合、必要に応じて、地域等階層ごとの内訳を示すことができるものとする。

- (1) 異常災害見込連合会は通常災害連合会種別区分については、農林水産大臣の承認を得て、次のように組合等種別区分ごとに共済減収量を認定する。ただし、前節第2の1の(11)に基づいて報告する場合は、連合会当初評価高どおり組合等種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

通常災害見込連合会は、連合会当初評価高どおり組合等種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

ア 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の承認を得た場合には、組合等種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告するとともに組合等に通知する。

イ 農林水産大臣の承認を得るため連合会当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として組合等種別区分ごとの連合会当初評価高を一律に修正し、評価会に諮って改めて農林水産大臣の承認を求める。ただし、一律に修正することが妥当でない認められるときは、評価会に諮って適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

ウ イの修正を行う場合には、次に掲げる共済減収量は、修正の対象としないものとする。

(ア) 一筆方式及び特例一筆方式にあっては、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の共済減収量

(イ) 半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては、収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地の減収量のみで半相殺（特例半相殺方式にあっては、特例半相殺）方式超過被害になる組合員等については共済減収量のうち、これらの耕地のみについて減収があったものとして算定した共済減収量に相当する部分（以下「皆無等耕地共済減収量」という。）及び共済金支払の対象となる一筆全損被害に係る共済減収量

(ウ) 全相殺方式にあつては、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組合員等に係る共済減収量、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組合員等に係る共済減収量及び耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員等に係る共済減収量並びに共済金支払の対象となる一筆全損被害に係る共済減収量

(エ) 水稻の品質方式にあつては、連合会出荷数量等抜取調査により取りまとめた共済減少額等及び連合会抜取調査により取りまとめた収穫皆無耕地及び転作等耕地に係る共済減少額等は、修正の対象としないものとする。

エ 連合会は、イにより修正した連合会当初評価高につき農林水産大臣の承認を得た場合には、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

(2) 農林水産大臣が異常災害連合会種別区分と認めた連合会種別区分に属する組合等種別区分については、その合計数量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあつては、数量及び金額。以下第1において同じ。）が農林水産大臣の認定した数量となるように組合等種別区分ごとに次のように共済減収量を認定し、これを評価会に報告するとともに組合等に通知する。

なお、連合会が異常災害連合会種別区分として共済減収量の認定を求めた連合会種別区分であつて農林水産大臣が異常災害連合会種別区分と認めなかったものについての取扱いは、(1)のイ及びウに準ずるものとする。

ア 連合会当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、組合等種別区分ごとにその共済減収量を認定する。

イ 農林水産大臣が認定した数量となるように連合会当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として組合等種別区分ごとの連合会当初評価高を一律に修正してその共済減収量を認定する。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮って適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

なお、連合会当初評価高を修正する場合には、(1)のウの(ア)から(エ)までに掲げる共済減収量は、修正の対象としないものとする。

## 2 連合会当初評価高を修正して共済減少額等を認定する場合の留意事項

1の(1)のイ又は同(2)のイにより、連合会当初評価高の共済減少額等を修正する場合には、組合等種別区分ごとに、被害組合員等ごとの共済減少額等を改めて算定する。

この場合において、連合会当初評価高の共済減少額等の算定の基礎となる品質指数を加味する前の連合会修正後収穫量を修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減少額等の基礎となる品質指数を加味する前の収穫量となるように修正した上で、これに基づき、被害組合員等ごとに共済減少額等を算定するものとする。

## 3 組合等に対する資料の提示

連合会は、組合等種別区分ごとの共済減収量の認定に当たっては、次に掲げる事項を算定しておくものとし、組合等から、これに関する資料を求められたときは、当該組合等に提示するものとする。

なお、この場合、必要があると認めるときは、地域等階層ごとの内訳を提示することができるものとする。

- (1) 一筆方式及び特例一筆方式にあっては、共済金支払対象耕地面積及び単当修正量
- (2) 半相殺方式、特例半相殺方式及び全相殺方式にあっては、共済金支払対象組合員等数、単当修正量及び半相殺方式超過被害、特例半相殺方式超過被害又は全相殺方式超過被害に係る共済減収量
- (3) 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、共済金支払対象組合員等数、損害に係る共済減少額等、連合会抜取調査による連合会単当修正量、1の(1)のイ又は同(2)のイにより修正した場合の被害組合員等ごとの共済減少額等

#### 4 共済減収量の追加認定申請

連合会は、第2により組合等種別区分ごとの共済減収量が最終的に確定し、組合等においてその支払共済金の額の算定を完了したときは、遅滞なく1の(1)の通常災害連合会種別区分で異常災害連合会種別区分となるものの有無を確かめるものとし、これに該当する連合会種別区分がある場合には、再保険金の請求をするときまでに、農林水産大臣に当該連合会種別区分の共済減収量につき認定の申請をしなければならない。

## 第2 特定組合以外の組合等

### 1 一筆方式

#### (1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要がないときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定する。

#### (2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定する。

なお、連合会から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

#### ア 共済金支払対象耕地の認定

(ア) 共済金支払対象耕地は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象耕地とする。

(イ) 連合会の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象耕地をそのまま共済金支払対象耕地として認定することが適当でない認められる場合は、連合会に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象耕地の面積の合計は、組合等当初評価高におけるその面積と連合会の資料によるその面積との範囲内であって、連合会の資料によるその面積に近似するよう、次により共済金支払対象耕地を認定する。

共済金支払対象耕地面積を組合等当初評価高におけるそれより小さく認定する場合には、単当共済減収量の小さな耕地から順次対象外の耕地として除外する。

共済金支払対象耕地面積を組合等当初評価高におけるそれより大きく認定する場合には、組合等当初評価高において一筆方式超過被害以下の被害となった耕地のうち単当収量が引受単収に近いものから順次支払対象の耕地として繰り入れる。

イ 耕地ごとの共済減収量の認定

耕地ごとの共済減収量は、次により認定する。ただし、これにより修正することとした場合にその共済減収量が引受収量より大きくなる耕地があるときには、その引受収量をもって決定共済減収量とし、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、修正を行わないものとする。

(ア) 共済金支払対象耕地面積が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

連合会が認定した共済減収量を共済金支払対象耕地についての組合等当初評価高における共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に共済金支払対象耕地ごとの組合等当初評価高における共済減収量を修正し、これを共済減収量とする。

(イ) 共済金支払対象耕地面積が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

アの(イ)の によっても共済金支払対象の耕地に繰り入れることにならなかった耕地のうち組合等評価単収と引受単収の差が最も小さい耕地についてその差に相当する量(以下一筆方式において「調整量」という。)をすべての支払対象耕地の組合等評価単収から差し引き、改めて単当共済減収量を算定し、耕地ごとの共済減収量を修正する。

この場合、組合等当初評価高において一筆方式超過被害となっている耕地については、調整量を組合等当初評価高における単当共済減収量に加え、耕地ごとの共済減収量を修正する。

の調整量が相当大きくなるため、これをそのまま用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜縮小して用いても差し支えない。

アの(イ)の により、第4節第1の1の(4)の損害高の当初認定に際して一筆方式超過被害以下の被害耕地と判定された耕地がすべて共済金支払対象耕地に繰り入れられることとなったため、 の調整量が算定できないときは、その繰り入れた耕地のうち、組合等評価単収と引受単収の差が最も大きい耕地についてのその差に5キログラム以内の適宜の数量を加えて得た数量を調整量とみなすものとする。

連合会が認定した共済減収量を ~ により得られた耕地ごとの共済減収量の合計で除して得た比率によって、 ~ により得られた耕地ごとの共済減収量を一律に再修正し、これを共済減収量とする。

(ウ) 共済減収量の修正を組合員等合計で行う場合

共済金支払対象耕地は組合等当初評価高のとおり認定し、共済減収量については、組合等当初評価高におけるそれを一律に修正するときは、組合員等ごとに組合等当初評価高における共済減収量を合計し、これを一律に修正する方法をとっても差し支えない。

(エ) 耕地ごとの共済減収量の修正を一律の修正率によらないで修正する場合

耕地ごとの共済減収量の認定に当たって、特別の理由により一律に修正することが適当でないと認められるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における共済減収量の大きさ等を基礎として、修正率に差をつけることができるものとする。ただし、連合会の認定した共済減収量が組合等当初評価高における共済減収量よりも小さい場合には、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい耕地に適用される修正率は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい耕地に適用される修正率を下回ってはならない。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定（その2）

共済金支払対象耕地及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、連合会から提示された単当修正量を耕地ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済金支払対象耕地及び共済減収量を修正し、認定する方法をとって差し支えない。

ただし、この場合、共済減収量が引受収量より大きくなる耕地、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、(2)のイのただし書と同様の取扱いをするものとし、共済金支払対象耕地ごとの共済減収量の合計は、連合会が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある耕地についての共済減収量は、(1)～(3)により得られた共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

2 特例一筆方式

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

一筆方式における最終認定に準ずるものとする。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定（その1）

一筆方式における最終認定（その1）に準ずるものとする。この場合において「一筆方式」とあるのは「特例一筆方式」と読み替えるものとする。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定（その2）

一筆方式における最終認定（その2）に準ずるものとする。

(4) 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

一筆方式における分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱いに準ずるものとする。

3 半相殺方式

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要がないときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

なお、連合会から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

ア 共済金支払対象組合員等の認定

(ア) 共済金支払対象組合員等は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等とする。

(イ) 連合会の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等をそのまま共済金支払対象組合員等として認定することが適当でない認められる場合は、連合会に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象組合員等の数の合計は、組合等当初評価高における共済金支払対象の組合員等数と連合会から示された組合員等数との範囲内であって、連合会の資料によるその組合員等数に近似するよう、次により共済金支払対象組合員等を認定する。

共済金支払対象組合員等を組合等当初評価高におけるその数より小さくなるように認定する場合には、半相殺方式超過被害組合員等ごとに組合等当初評価高における共済減収量を被害面積(収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地に係るものを除く。)で除し、その得られた数量(以下半相殺方式において「単当共済減収量」という。)の小さい組合員等から順次対象外の組合員等として除外する。

共済金支払対象組合員等を組合等当初評価高におけるその数より大きくなるように認定する場合には、組合等当初評価高において半相殺方式超過被害とならなかった組合員等ごとに、その耕作に係る耕地の基準収穫量の合計に支払開始損害割合を乗じた数量から当該組合員等に係る減収量の合計を差し引いて得た数量を被害面積(収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地に係るものを除く。)で除し、その得られた数量(以下半相殺方式において「負の単当共済減収量」という。)の小さい組合員等から順次共済金支払対象組合員等として繰り入れる。

皆無等耕地共済減収量を有する組合員等及び一筆全損被害のあった組合員等は、必ず対象とする。

イ 組合員等ごとの共済減収量の認定

組合員等ごとの共済減収量は、次により認定する(様式第22号)。ただし、修正して得た半相殺方式超過被害に係る共済減収量が、組合員等から損害通知のあった耕地の基準収穫量(収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、その減収量に相当する量)の合計から、組合員等ごとのその耕作に係る耕地の基準収穫量の合計に支払開始損害割合を乗じた数量を差し引いた数量(以下半相殺方式において「修正限度共済減

収量」という。)より大きくなる組合員等については、修正限度共済減収量をもって半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。また、皆無等耕地共済減収量は、修正を行わないものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員等数が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

認定する共済減収量は、連合会が提示した半相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員等のうち半相殺方式超過被害組合員等についての組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった半相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該半相殺方式超過被害組合員等ごとの組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった半相殺方式超過被害に係る共済減収量を修正したものと

する。  
ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収量量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

(イ) 共済金支払対象組合員等数が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

共済金支払対象組合員等ごとに、次の算式により当該組合員等の減収量を算出し、これにより共済減収量を算定する。

$$\begin{array}{l} \text{組合員等に} \\ \text{係る減収量} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該組合員等に係る} \\ \text{組合等当初評価高の} \\ \text{取りまとめの基礎と} \\ \text{なった減収量} \end{array} + \text{調整量} \times \begin{array}{l} \text{当該組合員等に係る被害面積} \\ \text{(収穫皆無、移植不能又は発} \\ \text{芽不能の耕地及び転作等耕地} \\ \text{の面積を除く。)} \end{array}$$

$$\text{調整量} = \begin{array}{l} \text{アの(イ)の} \\ \text{ものうち負の単当共済減収量の最も大きいものの} \\ \text{負の単当共済減収量} \end{array} + 1 \text{ キログラム}$$

ただし、組合等当初評価高において半相殺方式超過被害組合員等となっている組合員等については、次の算式により直接共済減収量を算定する。

$$\begin{array}{l} \text{組合員等に} \\ \text{係る共済減} \\ \text{収量} \end{array} = \begin{array}{l} \text{当該組合員等に係る} \\ \text{組合等当初評価高に} \\ \text{おける共済減収量} \end{array} + \text{調整量} \times \begin{array}{l} \text{当該組合員等に係る被害面積} \\ \text{(収穫皆無、移植不能又は発} \\ \text{芽不能の耕地及び転作等耕地} \\ \text{の面積を除く。)} \end{array}$$

$$\text{調整量} = \begin{array}{l} \text{アの(イ)の} \\ \text{ものうち負の単当共済減収量の最も大きいものの} \\ \text{負の単当共済減収量} \end{array} + 1 \text{ キログラム}$$

連合会が認定した共済減収量の関係から による調整量を用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜増加して用いても差し支えない。

認定する共済減収量は、連合会が提示した半相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員等のうち半相殺方式超過被害組合員等について 又は により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該半相殺方式超過被害組合員等ごとの 又は により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量を再修正したものと

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

(ウ) 組合員等ごとの共済減収量を一律の修正率によらないで修正する場合

組合員等ごとの共済減収量の認定に当たって、特別の理由により一律に修正することが適当でないと認められるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における共済減収量の大きさ等を基礎として、修正率に差をつけることができるものとする。

ただし、連合会が認定した共済減収量が組合等当初評価高における共済減収量よりも小さい場合には、単当共済減収量の大きい組合員等に適用される修正率は、単当共済減収量の小さい組合員等に適用される修正率を下回ってはならない。

(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)により算定された共済減収量の合計が連合会の認定した共済減収量を超えるときは、修正率を調整して同様の方法により組合員等ごとの共済減収量を認定する。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

ア 共済金支払対象組合員等及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、連合会から提示された単当修正量を悉皆調査を行った耕地に一律に適用して組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった組合員等ごとの減収量を修正し、共済金支払対象組合員等及び共済減収量を認定する方法をとっても差し支えない(様式第22号)。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行わないこととし、耕地ごとに修正して得た減収量は、その耕地の基準収穫量を上回ってはならない。また、組合員等ごとに修正して得た半相殺方式超過被害に係る共済減収量が修正限度共済減収量より大きくなった場合には、修正限度共済減収量をもって半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

イ 組合員等ごとの共済減収量は、アにより得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

ウ 共済金支払対象組合員等ごとの共済減収量の合計は、連合会が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 分割減収量がある組合員等についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員等についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量は、(1)~(3)により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

#### 4 特例半相殺方式

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

半相殺方式における最終認定に準ずるものとする。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

半相殺方式における最終認定に準ずるものとする。この場合において「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

半相殺方式における最終認定(その2)に準ずるものとする。この場合において「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

(4) 分割減収量がある組合員等についての特例半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

半相殺方式における分割減収量がある組合員等についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱いに準ずるものとする。この場合において、「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

#### 5 全相殺方式

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要がないときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、連合会が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定する。

なお、連合会から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

##### ア 共済金支払対象組合員等の認定

(ア) 共済金支払対象組合員等は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等とする。

(イ) 連合会の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員等をそのまま共済金支払対象組合員等として認定することが適当でないと思われる場合は、連合会に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象組合員等数の合計は、組合等当初評価高における共済金支払対象の組合員等数と連合会から示された組合員等数との範囲内であって、連合会の資料によるその組合員等数に近似するよう、次により共済金支払対象組合員等を認定する。

共済金支払対象組合員等を組合等当初評価高におけるその数より小さくなるように認定する場合には、全相殺方式超過被害組合員等ごとに組合等当初評価高におけ

る共済減収量を全筆調査の面積（収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地に係るものを除く。）で除し、その得られた数量（以下全相殺方式において「単当共済減収量」という。）の小さい組合員等から順次対象外の組合員等として除外する。

ただし、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入した組合員等、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡した組合員等及び耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員等及び一筆全損被害のあった組合員等は、除外しないものとする。

共済金支払対象組合員等を組合等当初評価高におけるその数より大きくなるように認定する場合には、組合等当初評価において全相殺方式超過被害とならなかった組合員等ごとに、基準収穫量の合計に支払開始損害割合を乗じた数量から減収量を差し引いて得た数量を全筆調査の面積（収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地に係るものを除く。）で除し、その得られた数量（以下全相殺方式において「負の単当共済減収量」という。）の小さな組合員等から順次共済金支払対象組合員等として繰り入れる。

ただし、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入した組合員等、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡した組合員等及び耕作するすべての耕地が転作等耕地となった組合員等は、繰り入れないものとする。

#### イ 組合員等ごとの共済減収量の認定

組合員等ごとの共済減収量は、次により認定する（様式第26号）。ただし、修正して得た全相殺方式超過被害に係る共済減収量が、組合員等の耕作する耕地の基準収穫量（収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地についてはその減収量に相当する量、施設計量全数調査及び売渡数量全数調査に係る耕地についてはその増減収量に相当する量）の合計から、組合員等ごとのその耕作に係る耕地の基準収穫量の合計に支払開始損害割合を乗じた数量を差し引いた数量（以下全相殺方式において「修正限度共済減収量」という。）より大きくなる組合員等については、修正限度共済減収量をもって全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。また、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組合員等に係る共済減収量、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組合員等に係る共済減収量、耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員等に係る共済減収量は、修正を行わないものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員等数が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

認定する共済減収量は、連合会が提示した全相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員等のうち全相殺方式超過被害組合員等についての組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった全相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該全相殺方式超過被害組合員等ごとの組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった全相殺方式超過被害に係る共済減収量を修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

(イ) 共済金支払対象組合員等数が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

共済金支払対象組合員等ごとに、次の算式により当該組合員等の減収量を算出し、これにより共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{組合員等に} &= \text{当該組合員等に係る} & + & \text{調整量} & \times & \text{当該組合員等に係る全筆調査の} \\ \text{係る減収量} & \text{組合等当初評価高の} & & & & \text{面積(収穫皆無、移植不能又は} \\ & \text{取りまとめの基礎と} & & & & \text{発芽不能の耕地及び転作等耕地} \\ & \text{なった減収量} & & & & \text{の面積を除く。)} \\ \\ \text{調整量} & = \text{アの(イ)の} & \text{により共済金支払対象組合員等} & & + & \text{1キログラム} \\ & \text{となったもののうち負の単当共済減収量の最} & \text{も大きいものの負の単当共済減収量} & & & \end{aligned}$$

ただし、組合等当初評価高において全相殺方式超過被害組合員等となっている組合員等については、次の算式により直接共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{組合員等に} &= \text{当該組合員等に係る} & + & \text{調整量} & \times & \text{当該組合員等に係る全筆調査の} \\ \text{係る共済減} & \text{組合等当初評価高に} & & & & \text{面積(収穫皆無、移植不能又は} \\ \text{収量} & \text{おける共済減収量} & & & & \text{発芽不能の耕地及び転作等耕地} \\ & & & & & \text{の面積を除く。)} \\ \\ \text{調整量} & = \text{アの(イ)の} & \text{により共済金支払対象組合員等} & & + & \text{1キログラム} \\ & \text{となったもののうち負の単当共済減収量の最} & \text{も大きいものの負の単当共済減収量} & & & \end{aligned}$$

② 連合会が認定した共済減収量の関係から による調整量を用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜増加して用いても差し支えない。

認定する共済減収量は、連合会が提示した全相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員等のうち全相殺方式超過被害組合員等について 又は により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該全相殺方式超過被害組合員等ごとの 又は により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量を再修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

(ウ) (ア)又は(イ)により算定された共済減収量の合計が連合会の認定した共済減収量を超えるときは、修正率を調整して同様の方法により組合員等ごとの共済減収量を認定する。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

ア 共済金支払対象組合員等及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、連合会から提示された単当修正量を全筆調査を行った耕地に一律に適用して組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった組合員等ごとの減収量を修正し、共済金支払対象組合員等及び共済減収量を認定する方法をとっても差し支えない(様式第26号)。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行わないこととし、耕地ごとに修正して得た減収量は、その耕地の基準収穫量を上回ってはならない。また、組合員等ごとに修正して得た全相殺方式超過被害に係る共済減収量が修正限度共済減収量より大きくなった場合には、修正限度共済減収量をもって全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

イ 組合員等ごとの共済減収量は、アにより得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員等の共済減収量とする。

ウ 共済金支払対象組合員等ごとの共済減収量の合計は、連合会が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 売渡数量による調整

(1)~(3)により共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減収量を認定するに当たって、組合員等の収穫物の大部分が売渡されており、かつ、その数量が的確には握できる場合には、評価会に諮り、その売渡数量及び自家保有数量等を参酌して全筆調査に係る組合員等ごとの共済減収量((2)及び(3)の場合にあっては、これらの規定による修正を行った後のもの)を修正して差し支えない。

この場合、その具体的方法等について都道府県又は連合会の指導を受けるものとする。

(5) 分割減収量がある組合員等についての全相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員等についての全相殺方式超過被害に係る共済減収量は、(1)~(4)により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

6 水稲の品質方式及び麦の災害収入共済方式

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減少額等と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要がないときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減少額等を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定

特定組合以外の組合等は、連合会が認定した共済減少額等と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、連合会が認定した共済減少額等を超えない範囲内で修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員等及びその組合員等ごとの共済減少額等を認定する。

### 第3 特定組合

#### 1 共済減収量の最終認定

特定組合は、次により特定組合種別区分ごとの共済減収量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては共済減少額等。以下第3において同じ。）を最終的に認定する。

(1) 異常災害見込特定組合は、通常災害特定組合種別区分については、農林水産大臣の承認を得て、次のように特定組合種別区分ごとに共済減収量を認定する。ただし、前節第1の1の(6)に基づいて報告する場合は、組合等当初評価高どおり特定組合種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

通常災害見込特定組合は、組合等当初評価高どおり特定組合種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

ア 組合等当初評価高のとおり農林水産大臣の承認を得た場合には、特定組合種別区分ごとにその共済減収量を認定し、その旨を評価会に報告する。

イ 農林水産大臣の承認を得るため組合等当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として特定組合種別区分ごとの組合等当初評価高を一律に修正し、評価会に諮って改めて農林水産大臣の承認を求める。ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮って適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

ウ イの修正を行う場合には、次に掲げる共済減収量は修正の対象としないものとする。

(ア) 一筆方式及び特例一筆方式にあっては、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の共済減収量

(イ) 半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては、皆無等耕地共済減収量及び共済金支払の対象となる一筆全損被害に係る共済減収量

(ウ) 全相殺方式にあっては、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組合員に係る共済減収量、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組合員に係る共済減収量、耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員に係る共済減収量及び共済金支払の対象となる一筆全損被害に係る共済減収量

(エ) 水稻の品質方式にあっては、出荷数量等調査により取りまとめた共済減少額等及び全筆調査により取りまとめた収穫皆無耕地及び転作等耕地に係る共済減少額等は、修正の対象としないものとする。

(2) 農林水産大臣が異常災害特定組合種別区分と認めた特定組合種別区分については、その数量（水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式にあっては、数量及び金額。以下第3において同じ。）が農林水産大臣の認定した数量となるように特定組合種別区分ごとに次のように共済減収量を認定し、これを評価会に報告する。

なお、特定組合が異常災害特定組合種別区分として共済減収量の認定を求めた種別区分であって農林水産大臣が異常災害特定組合種別区分と認めなかったものについての取扱いは、(1)のイ及びウに準ずるものとする。

ア 組合等当初評価高のとおり農林水産大臣の認定を得た場合には、特定組合種別区分ごとにその共済減収量を認定する。

イ 農林水産大臣が認定した数量となるように組合等当初評価高を修正する必要がある場合には、原則として特定組合種別区分ごとの組合等当初評価高を一律に修正してその共済減収量を認定する。

ただし、一律に修正することが妥当でないと認められるときは、評価会に諮って適宜の修正方法を定めて修正することとしても差し支えない。

なお、組合等当初評価高を修正する場合には、(1)のウの(ア)から(エ)までに掲げる共済減収量は、修正の対象としないものとする。

## 2 共済減収量の追加認定申請

特定組合は、特定組合種別区分ごとの共済減収量が最終的に確定し、その支払共済金の額の算定を完了したときは、遅滞なく1の(1)の通常災害特定組合種別区分で異常災害特定組合種別区分となるものの有無を確かめるものとし、これに該当する特定組合種別区分がある場合には、保険金の請求をするときまでに、農林水産大臣に当該特定組合種別区分の共済減収量につき認定の申請をしなければならない。

## 3 一筆方式の組合等当初評価高の最終認定

### (1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定する。

### (2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象耕地及び耕地ごとの共済減収量を認定する。

なお、農林水産大臣から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

#### ア 共済金支払対象耕地の認定

(ア) 共済金支払対象耕地は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象耕地とする。

(イ) 農林水産大臣の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象耕地をそのまま共済金支払対象耕地として認定することが適当でないと認められる場合は、農林水産大臣に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象耕地の面積の合計は、組合等当初評価高におけるその面積と農林水産大臣の資料によるその面積との範囲内であって、農林水産大臣の資料によるその面積に近似するよう、次により共済金支払対象耕地を認定する。

① 共済金支払対象耕地面積を組合等当初評価高におけるそれより小さく認定する場合には、単当共済減収量の小さな耕地から順次対象外の耕地として除外する。

② 共済金支払対象耕地面積を組合等当初評価高におけるそれより大きく認定する場合には、組合等当初評価高において一筆方式超過被害以下の被害となった耕地のうち単当収量が引受単収に近いものから順次支払対象の耕地として繰り入れる。

## イ 耕地ごとの共済減収量の認定

耕地ごとの共済減収量は、次により認定する。ただし、次により修正することとした場合にその共済減収量が引受収量より大きくなる耕地があるときには、その引受収量をもって決定共済減収量とし、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、修正を行わないものとする。

### (ア) 共済金支払対象耕地面積が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

農林水産大臣が認定した共済減収量を共済金支払対象耕地についての組合等当初評価高における共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に共済金支払対象耕地ごとの組合等当初評価高における共済減収量を修正し、これを共済減収量とする。

### (イ) 共済金支払対象耕地面積が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

調整量をすべての支払対象耕地の組合等評価単収から差し引き、改めて単当共済減収量を算定し、耕地ごとの共済減収量を修正する。

この場合、組合等当初評価高において一筆方式超過被害となっている耕地については、調整量を組合等当初評価高における単当共済減収量に加え、耕地ごとの共済減収量を修正する。

の調整量が相当大きくなるため、これをそのまま用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜縮小して用いても差し支えない。

アの(イ)の により、第4節第1の1の(5)の損害高の当初認定に際して一筆方式超過被害以下の被害耕地と判定された耕地がすべて共済金支払対象耕地に繰り入れられることとなったため、 の調整量が算定できないときは、その繰り入れた耕地のうち、組合等評価単収と引受単収の差が最も大きい耕地についてのその差に5キログラム以内の適宜の数量を加えて得た数量を調整量とみなすものとする。

農林水産大臣が認定した共済減収量を ~ により得られた耕地ごとの共済減収量の合計で除して得た比率によって、 ~ により得られた耕地ごとの共済減収量を一律に再修正し、これを共済減収量とする。

### (ウ) 共済減収量の修正を組合員合計で行う場合

共済金支払対象耕地は組合等当初評価高のとおり認定し、共済減収量については、組合等当初評価高におけるそれを一律に修正するときは、組合員ごとに組合等当初評価高における共済減収量を合計し、これを一律に修正する方法をとっても差し支えない。

### (エ) 耕地ごとの共済減収量の修正を一律の修正率によらないで修正する場合

耕地ごとの共済減収量の認定に当たって、特別の理由により一律に修正することが適当でない認められるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における共済減収量の大きさ等を基礎として、修正率に差をつけることができるものとする。ただし、農林水産大臣の認定した共済減収量が組合等当初評価高における共済減収量よりも小さい場合には、単当共済減収量（又は共済減収率）の大きい耕地に適用される修正率は、単当共済減収量（又は共済減収率）の小さい耕地に適用される修正率を下回ってはならない。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

共済金支払対象耕地及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、農林水産大臣から提示された単当修正量を耕地ごとに一律に適用して組合等当初評価高における共済金支払対象耕地及び共済減収量を修正し、認定する方法をとって差し支えない。

ただし、この場合、共済減収量が引受収量より大きくなる耕地、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については、(2)のイのただし書と同様の取扱いとするものとし、共済金支払対象耕地ごとの共済減収量の合計は、農林水産大臣が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

分割減収量がある耕地についての共済減収量は、(1)~(3)により得られた共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

4 特例一筆方式の組合等当初評価高の最終認定

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

一筆方式における最終認定に準ずるものとする。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

一筆方式における最終認定(その1)に準ずるものとする。この場合「一筆方式」とあるのは「特例一筆方式」と読み替えるものとする。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

一筆方式における最終認定(その2)に準ずるものとする。

(4) 分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱い

一筆方式における分割減収量がある耕地についての共済減収量の取扱いに準ずるものとする。

5 半相殺方式の組合等当初評価高の最終認定

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定する。

なお、農林水産大臣から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

ア 共済金支払対象組合員の認定

(ア) 共済金支払対象組合員は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員とする。

(イ) 農林水産大臣の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員をそのまま共済金支払対象組合員として認定することが適当でない認められる場合は、農林水産大臣に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象組合員の数の合計は、組合等当初評価高における共済金支払対象の組合員数と農林水産大臣から示された組合員数との範囲内であって、農林水産大臣の資料によるその組合員数に近似するよう、次により共済金支払対象組合員を認定する。

共済金支払対象組合員を組合等当初評価高におけるその数より小さくなるように認定する場合には、単当共済減収量の小さい組合員から順次対象外の組合員として除外する。

共済金支払対象組合員を組合等当初評価高におけるその数より大きくなるように認定する場合には、負の単当共済減収量の小さい組合員から順次共済金支払対象組合員として繰り入れる。

皆無等耕地共済減収量を有する組合員及び一筆全損被害のあった組合員は、必ず対象とする。

#### イ 組合員ごとの共済減収量の認定

組合員ごとの共済減収量は、次により認定する(様式第22号)。ただし、修正して得た半相殺方式超過被害に係る共済減収量が、修正限度共済減収量より大きくなる組合員については、修正限度共済減収量をもって半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。また、皆無等耕地共済減収量は、修正を行わないものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員数が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

認定する共済減収量は、農林水産大臣が提示した半相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員のうち半相殺方式超過被害組合員についての組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった半相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該半相殺方式超過被害組合員ごとの組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった半相殺方式超過被害に係る共済減収量を修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

(イ) 共済金支払対象組合員数が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

共済金支払対象組合員ごとに、次の算式により当該組合員の減収量を算出し、これにより共済減収量を算定する。

$$\text{組合員に係る減収量} = \text{当該組合員に係る組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった減収量} + \text{調整量} \times \text{当該組合員に係る被害面積（収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の面積を除く。）}$$

$$\text{調整量} = \text{アの(イ)のにより共済金支払対象組合員となったものうち負の単当共済減収量の最も大きいものの負の単当共済減収量} + 1 \text{キログラム}$$

ただし、組合等当初評価高において半相殺方式超過被害組合員となっている組合員については、次の算式により直接共済減収量を算定する。

$$\text{組合員に係る減収量} = \text{当該組合員に係る組合等当初評価高における共済減収量} + \text{調整量} \times \text{当該組合員に係る被害面積（収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の面積を除く。）}$$

$$\text{調整量} = \text{アの(イ)のにより共済金支払対象組合員となったものうち負の単当共済減収量の最も大きいものの負の単当共済減収量} + 1 \text{キログラム}$$

農林水産大臣が認定した共済減収量の関係から による調整量を用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜増加して用いても差し支えない。

認定する共済減収量は、農林水産大臣が提示した半相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員のうち半相殺方式超過被害組合員について 又は により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該半相殺方式超過被害組合員ごとの 又は により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量を再修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70（移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35）を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

(ウ) 組合員ごとの共済減収量を一律の修正率によらないで修正する場合

組合員ごとの共済減収量の認定に当たって、特別の理由により一律に修正することが適当でないとき認められるときは、評価会に諮った上、組合等当初評価高における共済減収量の大きさ等を基礎として、修正率に差をつけることができるものとする。

ただし、農林水産大臣が認定した共済減収量が組合等当初評価高における共済減収量よりも小さい場合には、単当共済減収量の大きい組合員に適用される修正率は、単当共済減収量の小さい組合員に適用される修正率を下回ってはならない。

(エ) (ア)、(イ)又は(ウ)により算定された共済減収量の合計が農林水産大臣の認定した共済減収量を超えるときは、修正率を調整して同様の方法により組合員ごとの共済減収量を認定する。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定（その2）

ア 共済金支払対象組合員及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、農林水産大臣から提示された単当修正量を悉皆調査を行った耕地に一律に適用して組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった組合員ごとの減収量を修正し、共済金支払対象組合員及び共済減収量を認定する方法をとっても差し支えない（様式第22号）。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行

わないこととし、耕地ごとに修正して得た減収量は、その耕地の基準収穫量を上回ってはならない。また、組合員ごとに修正して得た半相殺方式超過被害に係る共済減収量が修正限度共済減収量より大きくなった場合には、修正限度共済減収量をもって半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

イ 組合員ごとの共済減収量は、アにより得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

ウ 共済金支払対象組合員ごとの共済減収量の合計は、農林水産大臣が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 分割減収量がある組合員についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量は、(1)~(3)により得られた半相殺方式超過被害に係る共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

## 6 特例半相殺方式の組合等当初評価高の最終認定

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

半相殺方式における最終認定に準ずるものとする。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

半相殺方式における最終認定(その1)に準ずるものとする。この場合は「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

半相殺方式における最終認定(その2)に準ずるものとする。この場合は「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

(4) 分割減収量がある組合員についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

半相殺方式における分割減収量がある組合員についての半相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱いに準ずる。この場合「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

## 7 全相殺方式の組合等当初評価高の最終認定

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その1)

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減収量と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減収量を超えない範囲内で次により修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定する。

なお、農林水産大臣から地域等階層ごとの内訳資料の提示を受けられる場合には、その階層ごとに修正し、認定しても差し支えない。

#### ア 共済金支払対象組合員の認定

(ア) 共済金支払対象組合員は、(イ)により認定を行う場合以外の場合にあっては、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員とする。

(イ) 農林水産大臣の認定した共済減収量と組合等当初評価高における共済減収量に大幅な相違がある等、組合等当初評価高における共済金支払対象組合員をそのまま共済金支払対象組合員として認定することが適当でないと思われる場合は、農林水産大臣に対し必要な資料を求めて、評価会において検討し、その意見を聴いて組合等当初評価高におけるそれと異なる認定を行うものとする。

この場合には、その共済金支払対象組合員の数の合計は、組合等当初評価高における共済金支払対象の組合員数と農林水産大臣から示された組合員数との範囲内であって、農林水産大臣の資料によるその組合員数に近似するよう、次により共済金支払対象組合員を認定する。

共済金支払対象組合員を組合等当初評価高におけるその数より小さくなるように認定する場合には、単当共済減収量の小さい組合員から順次対象外の組合員として除外する。

ただし、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入した組合員、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡した組合員、耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員及び一筆全損被害のあった組合員は、除外しないものとする。

共済金支払対象組合員を組合等当初評価高におけるその数より大きくなるように認定する場合には、組合等当初評価高において負の単当共済減収量の小さな組合員から順次共済金支払対象組合員として繰り入れる。

ただし、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入した組合員、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡した組合員及び耕作するすべての耕地が転作等耕地となった組合員は、繰り入れないものとする。

#### イ 組合員ごとの共済減収量の認定

組合員ごとの共済減収量は、次により認定する（様式第26号）。ただし、修正して得た全相殺方式超過被害に係る共済減収量が、修正限度共済減収量より大きくなる組合員については、修正限度共済減収量をもって全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。また、耕作するすべての耕地の収穫物を乾燥調製施設に搬入する組合員に係る共済減収量、耕作するすべての耕地の収穫物を売り渡す組合員に係る共済減収量、耕作するすべての耕地が収穫皆無、移植不能若しくは発芽不能の耕地又は転作等耕地となった組合員に係る共済減収量は、修正を行わないものとする。

(ア) 共済金支払対象組合員数が組合等当初評価高におけるそれと等しいか又はそれより小さい場合

認定する共済減収量は、農林水産大臣が提示した全相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員のうち全相殺方式超過被害組合員についての組合等当

初評価高の取りまとめの基礎となった全相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該全相殺方式超過被害組合員ごとの組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった全相殺方式超過被害に係る共済減収量を修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

(イ) 共済金支払対象組合員数が組合等当初評価高におけるそれより大きい場合

共済金支払対象組合員ごとに、次の算式により当該組合員の減収量を算出し、これにより共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{組合員に係る減収量} &= \text{当該組合員に係る組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった減収量} + \text{調整量} \times \text{当該組合員に係る全筆調査の面積(収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の面積を除く。)} \\ \text{調整量} &= \text{アの(イ)のにより共済金支払対象組合員となったもののうち負の単当共済減収量の最も大きいものの負の単当共済減収量} + 1 \text{キログラム} \end{aligned}$$

ただし、組合等当初評価高において全相殺方式超過被害組合員となっている組合員については、次の算式により直接共済減収量を算定する。

$$\begin{aligned} \text{組合員に係る減収量} &= \text{当該組合員に係る組合等当初評価高における共済減収量} + \text{調整量} \times \text{当該組合員に係る全筆調査の面積(収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地の面積を除く。)} \\ \text{調整量} &= \text{アの(イ)のにより共済金支払対象組合員となったもののうち負の単当共済減収量の最も大きいものの負の単当共済減収量} + 1 \text{キログラム} \end{aligned}$$

② 農林水産大臣が認定した共済減収量の関係から による調整量を用いて修正することが適当でない場合には、その調整量を適宜増加して用いても差し支えない。

③ 認定する共済減収量は、農林水産大臣が提示した全相殺方式超過被害に係る共済減収量を、共済金支払対象組合員のうち全相殺方式超過被害組合員について 又は により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量の合計で除して得た比率により、一律に当該全相殺方式超過被害組合員ごとの 又は により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量を再修正したものとする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

(ウ) (ア)又は(イ)により算定された共済減収量の合計が農林水産大臣の認定した共済減収量を超えるときは、修正率を調整して同様の方法により組合員ごとの共済減収量を認定する。

(3) 組合等当初評価高を修正してする最終認定(その2)

ア 共済金支払対象組合員及び共済減収量の決定に当たって、(2)により修正することが適当でないときは、農林水産大臣から提示された単当修正量を全筆調査を行った耕地に一律に適用して組合等当初評価高の取りまとめの基礎となった組合員ごとの減収量を修正し、共済金支払対象組合員及び共済減収量を認定する方法をとっても差し支えない(様式第26号)。

この場合、収穫皆無、移植不能又は発芽不能の耕地及び転作等耕地については修正を行わないこととし、耕地ごとに修正して得た減収量は、その耕地の基準収穫量を上回ってはならない。また、組合員ごとに修正して得た全相殺方式超過被害に係る共済減収量が修正限度共済減収量より大きくなった場合には、修正限度共済減収量をもって全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

イ 組合員ごとの共済減収量は、アにより得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量とする。

ただし、この共済減収量を用いて第1章第4節の3の(3)により算出した共済金支払見込額が、その組合員等の単位当たり共済金額に一筆全損被害耕地の基準収穫量の合計の100分の70(移植不能及び発芽不能の耕地については、100分の35)を乗じて得た金額を下回る場合は、一筆全損被害に係る共済減収量を、当該組合員の共済減収量とする。

ウ 共済金支払対象組合員ごとの共済減収量の合計は、農林水産大臣が認定した共済減収量を上回ってはならない。

(4) 売渡数量による調整

(1)~(3)により共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減収量を認定するに当たって、組合員の収穫物の大部分が売渡されており、かつ、その数量が的確には握できる場合には、評価会に諮り、その売渡数量及び自家保有数量等を参酌して全筆調査に係る組合員ごとの共済減収量((2)及び(3)の場合にあっては、これらの規定による修正を行った後のもの)を修正して差し支えない。

(5) 分割減収量がある組合員についての全相殺方式超過被害に係る共済減収量の取扱い

分割減収量がある組合員についての全相殺方式超過被害に係る共済減収量は、(1)~(4)により得られた全相殺方式超過被害に係る共済減収量に相当するものから分割減収量を差し引いたものとする。

8 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の組合等当初評価高の最終認定

(1) 組合等当初評価高どおりの最終認定

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減少額等と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要がないときは、評価会で確認の上、そのまま共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減少額等を認定する。

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終認定

特定組合は、農林水産大臣が認定した共済減少額等と組合等当初評価高におけるそれを対比し、修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減少額等を超えない範囲内で修正し、評価会に諮って共済金支払対象組合員及びその組合員ごとの共済減少額等を認定する。

(3) 組合等当初評価高を修正して共済減少額等を認定する場合の留意事項

1の(1)のイ又は同(2)のイにより、組合等当初評価高の共済減少額等を修正する場合には、特定組合種別区分ごとに、被害組合員ごとの共済減少額等を改めて算定する。

この場合において、組合等当初評価高の共済減少額等の算定の基礎となる品質指数を加味する前の修正後収穫量を修正する必要があるときは、農林水産大臣が認定した共済減少額等の基礎となる品質指数を加味する前の収穫量となるように修正した上で、これに基づき、被害組合員ごとに共済減少額等を算定するものとする。

## 第6節 事故除外方式実施地域の損害評価に関する補足事項

### 第1 組合等

#### 1 現地調査

組合等は、事故除外方式実施地域においては、特に災害発生の状況に注意し、災害が発生した場合にはその都度現地調査をする等の方法により、その災害による被害の程度をは握することに努めるものとする。

#### 2 減収推定尺度の適用

1の調査に当たっては、「減収推定尺度」の適用方法等につき、できる限り都道府県庁、連合会及び地域センター等の指導を受けてその正確を期するものとする。

#### 3 現地評価の留意事項

第3節の現地評価に際しては、特に次の点に留意するものとする。

- (1) 悉皆調査及び抜取調査の際は、事前に必ず評価員及び評価会委員の検見眼の統一を図る。
- (2) 悉皆調査を行う場合には、一筆ごとに病虫害以外の災害（以下事故除外方式実施地域の災害について「一般災害」という。）であるか病虫害であるかを的確に判定し、一筆方式、特例一筆方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては一般災害と病虫害とが併発した耕地（以下「併発災害発生耕地」という。）全相殺方式にあっては病虫害が発生した耕地（以下「病虫害発生耕地」という。）について必ず見込単収と病虫害による単当減収量を見積る。  
ただし、「いねしらはがれ病菌による病害」、「いねおうかいしゆく病菌による病害」、「いねもみがれさいきん病菌による病害」及び「いねようしょうかつぺん病菌による病害」による減収は、病虫害による減収量としない。
- (3) 抜取調査は、原則として災害の発生した耕地を一筆方式、特例一筆方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては一般災害の発生した耕地と併発災害発生耕地とに、全相殺方式にあっては一般災害の発生した耕地と病虫害発生耕地とに階層分けし、それぞれの階層から5筆以上を抽出して調査するものとするが、抜取調査筆はできる限り多く抽出するよう努めるものとする。

(4) (3)の抜取調査の結果、災害の種類の記事が正確でなく悉皆調査の内容に疑義の判明した評価地区については、組合等は、直ちに担当評価員に悉皆調査のやり直しを命じ、改めて抜取調査を行うものとする。

(5) 全相殺方式で施設計量全数調査により現地評価を行うこととなっている耕地について病虫害が発生した場合には、病虫害による単当減収量を(1)~(4)に準じて調査するものとするが、病虫害が僅少な場合には評価会委員、評価員及び組合等の職員が合同した班を編成して行っても差し支えない。

#### 4 平均単収差及び単当修正量の算定

第4節の損害評価高の取りまとめに当たって行う平均単収差及び単当修正量の算定は次による。

(1) 評価地区ごとの平均単収差は原則として、一筆方式、特例一筆方式、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては一般災害の発生した耕地の階層(以下「一般災害発生階層」という。)と併発災害発生耕地の階層(以下「併発災害発生階層」という。)とに、全相殺方式にあつては一般災害発生階層と病虫害発生耕地の階層(以下「病虫害発生階層」という。)とについてそれぞれの抜取調査筆によって階層別に計算する。この場合において併発災害発生階層及び病虫害発生階層については、「見込単収についての平均単収差」と「病虫害による単当減収量についての平均単当減収量差」を算出し、これを合計したものを平均単収差とする。ただし、いずれか一方の階層について、その被害耕地の数が僅少で抜取調査筆が極めて少ない場合その他抜取調査筆のみでその平均単収差を計算することが適当でない場合には、下記のように計算しても差し支えない。

$$\begin{array}{l}
 \text{ア} \quad \text{一般災害発生階層} \\
 \text{の平均単収差} \\
 = \\
 \frac{\text{抜取調査筆の抜取調査見込単収の計} - \text{抜取調査筆の悉皆調査見込単収の計}}{\text{抜取調査による筆数}} \\
 \\
 \text{イ} \quad \text{併発災害発生階層} \\
 \text{の平均単収差} \\
 = \\
 \frac{\text{併発災害発生階層の抜取調査筆の抜取調査による病虫害単当減収量の計} - \text{併発災害発生階層の抜取調査筆の悉皆調査による病虫害単当減収量の計}}{\text{併発災害発生階層抜取調査筆数}} \\
 \\
 + \\
 \text{一般災害発生階層の} \\
 \text{平均単収差(アの平均単収差)}
 \end{array}$$

(2) 評価地区等ごとの単当修正量についても、一般災害発生階層と併発災害発生階層又は病虫害発生階層とに分けて決定するものとする。この場合、併発災害発生階層又は病虫害発生階層については、「見込単収についての単当修正量」と「病虫害による単当減収量の修正量」を別々に定め、これを合計したものを単当修正量とする。

#### 5 組合等当初評価高を修正してする最終認定

特定組合以外の組合等にあつては、全相殺方式における最終認定において、施設計量全数調査に係る収穫量に算入される病虫害による減収量に相当する数量は、連合会に対し必要な資料を求めて修正を行うものとする。

6 事故除外方式実施地域において病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量の調査

(1) 一筆方式

ア 組合等は、併発災害発生耕地で病虫害による被害を除外しても一筆方式超過被害となったものについて病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量を算定し、イの調査結果とともにこれを連合会に報告する（様式第32号）。

イ 組合等は、一筆方式超過被害以下の耕地であって病虫害を共済事故とみなした場合に一筆方式超過被害の耕地となるものについて、その面積及び共済減収量を調査するものとする。

ウ イの調査は、組合等における損害評価の方法に準じて行うか又は見回り調査により行うものとする。見回り調査により行う場合には、評価地区ごとに、できる限り綿密に被害程度別（一筆方式超過被害を1割刻み又は2割刻み等とする。）の面積を見積り、その面積をもとにして共済減収量を算定する等の方法による。

(2) 特例一筆方式

一筆方式に準じるものとする。この場合は、「一筆方式」とあるのは「特例一筆方式」と読み替えるものとする。

(3) 半相殺方式

ア 組合等は、その耕地について一般災害と病虫害とが併発した組合員等で病虫害による被害を除外しても半相殺方式超過被害となったものについて、病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量を算定する。特定組合以外の組合等はイの調査結果とともにこれを連合会に報告する（様式第33号）。

なお、この場合の病虫害のみが発生した耕地についてはウに準ずる方法により調査するものとする。

イ 組合等は、半相殺方式超過被害以下の組合員等であって病虫害を共済事故とみなした場合には半相殺方式超過被害の組合員等となるものについて、その被害面積及び共済減収量を調査するものとする。

ウ イの調査は、組合等における損害評価の方法に準じて行うか又は見回り調査により行うものとする。

(4) 特例半相殺方式

半相殺方式に準じるものとする。この場合は、「半相殺方式」とあるのは「特例半相殺方式」と読み替えるものとする。

(5) 全相殺方式

ア 組合等は、その耕地について病虫害が発生した組合員等で病虫害による被害を除外しても全相殺方式超過被害となったものについて、病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量を算定し、イの調査結果とともにこれを連合会に報告する（様式第34号）。

イ 組合等は、全相殺方式超過被害以下の組合員等であって病虫害を共済事故とみなした場合には全相殺方式超過被害の組合員等となるものについて、その共済減収量を調査するものとする。

ウ イの調査は、組合等における損害評価の方法に準じて行うか又は見回り調査により行うものとする。

7 事故除外方式実施地域において病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量の報告

特定組合は、病虫害を共済事故とみなした場合の共済減収量を組合等当初評価高の報告書に添付して農林水産大臣に提出するものとする。

第2 連 合 会

1 階層分け及び抜取調査

第3節第2の1の(2)の階層分けに当たっては、一般災害発生階層と併発災害発生階層又は病虫害発生階層との別に設定する。

なお、この場合、悉皆調査によりその被害耕地の筆数が僅少であることが判明した階層については、実測による調査を省略して検見による調査だけとして差し支えない。

2 病虫害による単当減収量の算定

併発災害発生階層又は病虫害発生階層についての連合会抜取調査に際しては、連合会抜取調査筆ごとに災害種類別に減収歩合を見積り、連合会実測調査要領に示す方法により病虫害による単当減収量を算定するものとする。

3 平均単収差の算定についての留意事項

第4節第2の1の(2)の階層別単純平均単収差(同節第2の2～5において準用する場合を含む。)は、併発災害発生階層又は病虫害発生階層については連合会抜取調査により得られた見込単収の平均単収差と同じく連合会抜取調査により得られた病虫害による単当減収量の平均単当減収量差を加えた数量とする。

4 平均単当減収量差の補正

3の平均単収差を算定する場合に病虫害による減収量を適正には握するための「調査」が別に行われているときは、その結果を参考として病虫害の平均単当減収量の差を補正することとしても差し支えない。

5 単当修正量案の作成についての留意事項

第4節第2の1の(4)の組合等別の単当修正量案(同節第2の2～5において準用する場合を含む。)は、1の階層別に定めたものを第4節第2の1の(2)に準じた方法(同節第2の2～5において準用する場合を含む。)により平均して求めるものとする。なお、この場合、併発災害発生階層及び病虫害発生階層については、見込単収についての単当修正量と病虫害による単当減収量についての単当修正量を別々に定め、これを合計して得たものとする。

6 全相殺方式における病虫害による減収量の修正

事故除外方式実施地域に係る第4節第2の5の損害評価高の取りまとめに当たり、施設計量全数調査に係る収穫量に算入される病虫害による減収量に相当する数量は、連合会抜取調査により得られた病虫害による単当減収量に基づき修正を行うものとする。

この場合の修正方法は、組合等当初評価高の病虫害による減収量に相当する数量に次により算出された修正率を乗ずるものとする。

$$\text{修正率} = \frac{\text{連合会抜取調査筆の抜取調査による病虫害単当減収量の計}}{\text{連合会抜取調査筆の組合等調査による病虫害単当減収量の計}}$$

## 7 事故除外方式実施地域において病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量の調査及び報告

連合会は、組合等ごとに病虫害を共済事故とみなした場合の病虫害による共済減収量を第1の6の組合等の場合に準じた方法によって調査し、連合会当初評価高の報告書に添付して農林水産大臣に提出するものとする。

## 8 組合等に対する指導

連合会は、組合等が病虫害による減収量を見積る場合の方法について積極的に組合等を指導するものとする。

# 第7節 特定組合以外の組合等及び連合会が共済金及び保険金の仮渡しを行う場合の損害評価

## 1 再保険金の概算払を受けない場合

### (1) 組合等

組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、次により損害評価を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。また、あらかじめ連合会が農林水産省経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。なお、組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得ておくものとする。

#### ア 一筆方式及び特例一筆方式

組合等は、仮渡しの対象とする共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合（第1章第4節第1の損害認定の対象となる損害の割合以上の割合であって、組合等が共済金の仮渡しの対象となる損害の割合として任意に定めたものをいう。以下同じ。）を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた耕地について、組合員等から損害通知書（様式例第21号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1の1（特例一筆方式にあっては、第4節第1の2）に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

#### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

一筆方式及び特例一筆方式に準ずるものとする。ただし、現地評価は、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から、被害耕地ごとの損害通知書（様式第1号の5、第1号の6の(1)及び例第21号のうちいずれかの様式）を提出させ、この通知のあった耕地について行うこととし、損害評価高の取りまとめは第4節第1の3（特例半相殺方式にあっては、第4節第1の4）に準じて行うこととする。

#### ウ 全相殺方式

組合等は、仮渡しの対象とする共済目的の種類及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書（様式例第23号の1及び例第24号のうちいずれかの様式）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査又は売渡数量全数調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行い、第4節第1の5に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

#### エ 水稲の品質方式又は麦の災害収入共済方式

組合等は、仮渡しの対象としようとする共済目的の種類及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から損害通知書（様式例第50号の1及び例第50号の3のうちいずれかの様式）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1の6に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、出荷数量等調査によることが困難な場合は、水稲については（ア）又は（イ）により、麦については（イ）により行うものとする。

（ア）全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査

（イ）農業協同組合等が保管する帳簿の閲覧等により把握した産地別銘柄ごとの収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査（出荷数量等調査により産地別銘柄ごとの収穫量は把握できるが、産地別銘柄ごとの出荷規格別の収穫量が把握できないときに限る。）

### （2）連 合 会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、次により損害評価を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。また、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

#### ア 一筆方式及び特例一筆方式

連合会は、（1）のアの組合員等から損害通知のあった耕地について、第3節第2に準じて現地評価を行い、第4節第2の1（特例一筆方式にあっては、第4節第2の2）に準じて損害評価高の取りまとめを行うものとするが、実測による調査は省略して差し支えない。

#### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

一筆方式及び特例一筆方式に準ずるものとする。ただし、現地評価は、（1）のイの組合員等から損害通知のあった被害耕地について行うこととし、損害評価高の取りまとめは第4節第2の3（特例半相殺方式にあっては、第4節第2の4）に準じて行うこととする。

#### ウ 全相殺方式

連合会は、（1）のウの損害通知のあった組合員等について、第3節第2に準じて現地評価（連合会施設計量抜取調査又は連合会売渡数量抜取調査によることが困難な場合は、連合会抜取調査）を行い、第4節第2の5に準じて損害評価高の取りまとめを行うものとするが、現地評価を連合会抜取調査で行う場合にあっては、実測による調査は省略して差し支えない。

#### エ 水稲の品質方式又は麦の災害収入共済方式

連合会は、（1）のエの損害通知のあった組合員等について、第3節第2に準じて現地評価を行い、第4節第2の6に準じて損害評価高の取りまとめを行うものとする。

ただし、現地評価において、連合会出荷数量等抜取調査によることが困難な場合は、水稲については（ア）又は（イ）により、麦については（イ）により行うものとする。

（ア）連合会抜取調査及び連合会品位判定調査（組合等が（１）の工の（ア）により現地評価を行った場合に限る。）

（イ）農業協同組合等が保管する帳簿の閲覧等により把握した産地別銘柄ごとの収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査（組合等が（１）の工の（イ）により現地評価を行った場合であって、連合会出荷数量等抜取調査により産地別銘柄ごとの収穫量は把握できるが、産地別銘柄ごとの出荷規格別の収穫量が把握できないときに限る。）

## 2 再保険金の概算払を受ける場合

連合会が保険金の仮渡しをするため、再保険金の概算払を受ける必要のある場合は、次により損害評価を行う。なお、連合会は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに、一筆方式及び特例一筆方式にあつては、耕地ごとにその耕地の基準収穫量の7割以上、半相殺方式及び特例半相殺方式にあつては、組合員等ごとにその組合員等が耕作する耕地ごとの基準収穫量の合計の5割以上、全相殺方式にあつては、組合員等ごとにその組合員等の基準収穫量の合計の4割以上の損害が見込まれる場合に再保険金の概算払を受けることができる。

### （１）組 合 等

組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、次により損害評価を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合はこの限りでない。なお、組合等は、共済金の仮渡しをしようとするときは、その旨を連合会に連絡し、その同意を得ておくものとする。

#### ア 一筆方式及び特例一筆方式

組合等は、仮渡しの対象とする共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた耕地について、組合員等から損害通知書（様式例第21号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、当該耕地について第3節第1に準じて現地評価を行うとともに、その他の一筆方式超過被害（特例一筆方式にあつては、特例一筆方式超過被害）と認められる耕地についてその被害の概況を調査し、第4節第1の1（特例一筆方式にあつては、第4節第1の2）に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の（1））に定める事項について取りまとめ、連合会に提出する。

#### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

一筆方式及び特例一筆方式に準ずるものとする。

ただし、現地評価については、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から、損害通知書（様式第1号の5、第1号の6の（1）及び例第21号のうちいずれかの様式）を提出させ、損害通知のあった被害耕地について行うものとし、その他の半相殺方式超過被害（特例半相殺方式にあつては、特例半相殺方式超過被害）と認められる組合員等について、その被害の概況を調査するものとする。また、調査結果については、第4節第1の3（特例半相殺方式にあつては、第4節第1の4）に準じて仮損害評価書（様式第8号の2の（2））に定める事項について取りまとめるものとする。

#### ウ 全相殺方式

組合等は、仮渡しの対象とする共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員等に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員等から、損害通知書（様式例第23号の1又は例第24号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、当該組合員等について第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査又は売渡数量全数調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行うとともに、その他の全相殺方式超過被害と認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第1の5に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(3)）に定める事項について取りまとめ、連合会に提出する。

### (2) 連 合 会

連合会は、組合等に保険金の仮渡しをしようとするときは、次により損害評価を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。

#### ア 一筆方式及び特例一筆方式

連合会は、(1)のアの組合員等から損害通知のあった耕地について、第3節第2に準じて現地評価を行うとともに、その他の一筆方式超過被害（特例一筆方式にあっては、特例一筆方式超過被害）と認められる耕地について、その被害の概況を調査し、第4節第2の1（特例一筆方式にあっては、第4節第2の2）に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(1)）に定める事項について取りまとめる。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書（様式第8号の2の(1)）に準じて被害の状況を取りまとめる。

#### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

連合会は、(1)のイの組合員等から損害通知のあった被害耕地について第3節第2に準じて現地評価を行うとともに、その他の半相殺方式超過被害（特例半相殺方式にあっては、特例半相殺方式超過被害）と認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第2の3（特例半相殺方式にあっては、第4節第2の4）に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(2)）に定める事項について取りまとめる。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書（様式第8号の2の(2)）に準じて被害の状況を取りまとめる。

#### ウ 全相殺方式

連合会は、(1)のウの組合員等から損害通知のあった耕地について第3節第2に準じて現地評価（連合会施設計量抜取調査又は連合会売渡数量抜取調査によることが困難な場合は、連合会抜取調査）を行うとともに、その他の全相殺方式超過被害と認められる組合員等について、その被害の概況を調査し、第4節第2の5に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(3)）に定める事項について取りまとめる。また、保険金の仮渡しを行わない組合等については、仮損害評価書（様式第8号の2の(3)）に準じて被害の状況を取りまとめる。

## 第8節 特定組合が共済金の仮渡しを行う場合の損害評価

### 1 保険金の概算払を受けない場合

特定組合が保険金の概算払を受けないで共済金の仮渡しを行う場合は、次により損害評価を行うものとする。ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。また、あらかじめ農林水産省経営局長の承認を得て別に現地評価及び損害評価高の取りまとめの方法を定めた場合は、当該方法によることができる。

#### ア 一筆方式及び特例一筆方式

特定組合は、仮渡しの対象とする共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた耕地について、組合員から損害通知書（様式例第21号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1の1（特例一筆方式にあっては、第4節第1の2）に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

#### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

一筆方式及び特例一筆方式に準ずるものとする。ただし、現地評価は、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から、被害耕地ごとの損害通知書（様式第1号の5、第1号の6の(1)及び例第21号のうちいずれかの様式）を提出させ、この通知のあった耕地について行うこととし、損害評価高の取りまとめは第4節第1の3（特例半相殺方式にあっては、第4節第1の4）に準じて行うこととする。

#### ウ 全相殺方式

特定組合は、仮渡しの対象とする共済目的の種類及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書（様式例第23号の1及び例第24号のうちいずれかの様式）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査又は売渡数量全数調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行い、第4節第1の5に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

#### エ 水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式

特定組合は、仮渡しの対象とする共済目的の種類及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書（様式例第50号の1又は例第50号の3）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行い、第4節第1の6に準じて損害評価高の取りまとめを行う。

ただし、現地評価において、出荷数量等調査によることが困難な場合は、水稻については(ア)又は(イ)により、麦については(イ)により行うものとする。

(ア) 全筆調査及び抜取調査並びに品位判定調査

(イ) 農業協同組合等が保管する帳簿の閲覧等により把握した産地別銘柄ごとの収穫量の全てを最上位の出荷規格の収穫量として取り扱う方法による調査（出荷数量等調査により産地別銘柄ごとの収穫量は把握できるが、産地別銘柄ごとの出荷規格別の収穫量が把握できないときに限る。）

## 2 保険金の概算払を受ける場合

特定組合が共済金の仮渡しをするため、保険金の概算払を受ける必要のある場合は、次により損害評価を行う。ただし、既に組合員から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、この限りでない。なお、特定組合は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに、一筆方式及び特例一筆方式にあっては、耕地ごとにその耕地の基準収穫量の7割以上、半相殺方式及び特例半相殺方式にあっては、組合員ごとにその組合員が耕作する耕地ごとの基準収穫量の合計の5割以上、全相殺方式にあっては、組合員ごとにその組合員の基準収穫量の合計の4割以上の損害が見込まれる場合に保険金の概算払を受けることができる。

### ア 一筆方式及び特例一筆方式

特定組合は、仮渡しの対象とする共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた耕地について、組合員から損害通知書（様式例第21号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価を行うとともに、その他の一筆方式超過被害（特例一筆方式の場合は特例一筆方式超過被害）と認められる耕地について、その被害の概況を調査し、第4節第1の1（特例一筆方式の場合は第4節第1の2）に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(1)）に定める事項について取りまとめる。

### イ 半相殺方式及び特例半相殺方式

一筆方式及び特例一筆方式に準ずるものとする。

ただし、現地評価については、仮渡しの対象となる損害を受けた耕地について、組合員から、損害通知書（様式第1号の5、第1号の6の(1)及び例第21号のうちいずれかの様式）を提出させ、損害通知のあった被害耕地について行うものとし、その他の半相殺方式超過被害（特例半相殺方式の場合は特例半相殺方式超過被害）と認められる耕地について、その被害の概況を調査するものとする。また、調査結果については、第4節第1の3（特例半相殺方式の場合は第4節第1の4）に準じて仮損害評価書（様式第8号の2の(2)）に定める事項について取りまとめる。

### ウ 全相殺方式

特定組合は、仮渡しの対象とする共済目的の種類及び共済事故等による種別ごとの仮渡実施被害割合を組合員に通知し、仮渡しの対象となる損害を受けた組合員から損害通知書（様式例第23号の1又は例第24号）を提出させる。

当該通知書の提出を受けた後、第3節第1に準じて現地評価（施設計量全数調査又は売渡数量全数調査によることが困難な場合は、全筆調査及び抜取調査）を行うとともに、その他の全相殺方式超過被害と認められる組合員について、その被害の概況を調査し、第4節第1の5に準じてその結果を仮損害評価書（様式第8号の2の(3)）に定める事項について取りまとめる。

## 第3章 請求の手続

### 第1節 特定組合以外の組合等及び連合会による保険金又は再保険金の請求の手続

#### 第1 保険金の請求手続

##### 1 支払共済金の額の決定

特定組合以外の組合等は、一筆方式及び特例一筆方式の場合は耕地ごとの共済減収量、半相殺方式、特例半相殺方式及び全相殺方式の場合は組合員等ごとの共済減収量、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の場合は組合員等ごとの共済減少額等が決定したときは、第1章第4節の3に基づいて支払共済金の額を算定する。なお、この場合、免責事由のある耕地又は組合員等については、その免責の額を決定し、これを差し引くものとする。

##### 2 保険金の請求

特定組合以外の組合等は、一筆方式及び特例一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、特例半相殺方式、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の場合は組合員等ごとに支払共済金が決定したときは、これを共済事故等による種別ごとに集計し、支払を受けるべき保険金の額を算出し、引受方式ごとに連合会に保険金の請求を行う(様式第35号)。ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含まないものとする。

#### 第2 再保険金の請求手続

##### 1 保険金請求書の検討と支払保険金の決定

連合会は、その組合員たる組合等から保険金請求書の提出があったときは、損害評価高及び請求のあった保険金の額につき検討した上、組合等種別区分ごとに支払保険金の額を決定する。なお、この場合、免責事由のある組合等種別区分については、免責の額を決定しこれを差し引くものとする。

##### 2 損害評価書の作成

連合会は、支払保険金の額を決定したときは、これに基づいて損害評価書を作成する(様式第47号及び第56号)。

##### 3 支払再保険金の算定及び請求

連合会は、異常災害連合会種別区分については、支払を受けるべき再保険金の額(ただし、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式において当該再保険金の金額が法第150条の3の5の規定により読み替えられる同法第137条第1号の農林水産大臣が定める金額を超える場合は、当該農林水産大臣が定める金額を限度とする。)を算出し、異常災害組合等種別区分(その組合等種別区分に係る支払共済金とその組合等種別区分に係る農作物通常責任共済金額を超えることとなる組合等種別区分をいう。以下同じ。)ごとの保険金請求書及び損害評価書を添付して、引受方式ごとに農林水産大臣に再保険金の請求を行う。ただし、再保険金を算出する場合は、その基礎となる支払保険金には免責した保険金を含まないものとする(様式第35号及び第46号)。なお、再保険金の請求を行わない場合も、2で作成した損害評価書と併せて、異常災害組合等種別区分ごとの保険金請求書を取りまとめて提出するものとする。

## 第2節 特定組合における保険金の請求の手続

### 1 支払共済金の額の決定

特定組合以外の組合等における支払共済金の額の決定に準じて行う。

### 2 損害評価書の作成

特定組合は、一筆方式及び特例一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、特例半相殺方式、全相殺方式、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式の場合は組合員ごとに支払共済金が決定したときは、これを共済事故等による種別ごとに集計して損害評価書を作成する（様式第47号及び第56号）。

### 3 支払保険金の算定及び請求

特定組合は、異常災害特定組合種別区分については、支払を受けるべき保険金の額（ただし、水稻の品質方式及び麦の災害収入共済方式において当該保険金の金額が法第150条の3の5の規定により読み替えられる同法第141条の7第1項第1号の農林水産大臣が定める金額を超える場合は、当該農林水産大臣が定める金額を限度とする。）を算出し、引受方式ごとに農林水産大臣に保険金の請求を行う（様式第35号）。ただし、保険金を算定する場合は、その基礎となる支払共済金には免責した共済金を含めないものとする。

なお、保険金の請求に当たっては、請求書に損害評価書を添付するものとする。

### 4 通常災害特定組合種別区分の損害評価書の提出

特定組合は、保険金の請求と併せて、通常災害特定組合種別区分についての損害評価書を取りまとめて提出するものとする。なお、保険金の請求を行わない場合も、2で作成した損害評価書を提出するものとする（様式第47号及び第56号）。

## 第3節 特定組合以外の組合等及び連合会の保険金の仮渡し及び再保険金の概算払の請求を行う場合の手続

### 1 保険金仮渡し請求額の算定と保険金仮渡し請求書の提出

(1) 特定組合以外の組合等は連合会から保険金の仮渡しを受けようとするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

(2) 特定組合以外の組合等は、(1)の仮損害評価高に基づき、一筆方式及び特例一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、特例半相殺方式及び全相殺方式の場合は組合員等ごとに支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を共済事故等による種別ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、連合会に保険金仮渡し請求書を提出する（様式第8号の2の(1)、第8号の2の(2)及び第8号の2の(3)並びに第8号の1）。

## 2 保険金仮渡し額の決定

連合会は、組合等から保険金仮渡しの請求があったときは、連合会の仮損害評価高により組合等種別区分ごとの保険金仮渡し額を決定する。

## 3 仮渡しの条件

連合会は、保険金の仮渡しを行うに当たって必要のある場合には、組合等に対し、共済金の仮渡し方法につき条件を付すことができる。

## 4 再保険金概算払請求書の添付書類

連合会は、農林水産大臣に再保険金の概算払の請求をするときは、保険金の仮渡しを受けようとする組合等についての仮損害評価書並びに当該組合等から提出された保険金仮渡し請求書及び仮損害評価書を添付する（様式第10号の1、第10号の2、第10号の3の(1)、第10号の3の(2)及び第10号の3の(3)）。

## 5 保険金又は再保険金の追加請求

保険金の仮渡しを受けた特定組合以外の組合等又は再保険金の概算払を受けた連合会は、損害評価高が確定した場合には、第1節第1又は同節の第2に従って損害評価書を作成し、保険金の追加請求又は再保険金の追加請求を行うものとする（様式第36号又は様式第48号）。

## 6 保険金仮渡し結果の報告

連合会は、保険金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し組合等名、仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員等数、仮渡し保険金の額及び災害の種類を農林水産省経営局長に報告するものとする。

# 第4節 特定組合による共済金の仮渡し及び保険金の概算払の請求を行う場合の手続

## 1 保険金概算払請求額の算定と保険金概算払請求書の提出

(1) 特定組合は農林水産大臣に保険金の概算払の請求をするときは、共済金の仮渡しのために行った損害評価の結果を第2章第4節に準じて、仮損害評価高として取りまとめる。

ただし、既に組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われている場合は、当該損害評価結果に基づき、仮損害評価高を取りまとめる。

(2) 特定組合は、(1)の仮損害評価高に基づき、一筆方式及び特例一筆方式の場合は耕地ごと、半相殺方式、特例半相殺方式及び全相殺方式の場合は組合員ごとに支払共済金及びこれに基づき支払を受けるべき保険金の額を共済事故等による種別ごとに算出するとともに、仮損害評価書を作成し、農林水産大臣に保険金概算払請求書を提出する（様式第8号の2の(1)、第8号の2の(2)及び第8号の2の(3)並びに第12号）。

## 2 保険金の追加請求

保険金の概算払を受けた特定組合は、損害評価高が確定した場合には、第2節に従って損害評価書を作成し、保険金の追加請求を行うものとする（様式第36号）。

## 3 共済金仮渡し結果の報告

特定組合は、共済金の仮渡しをした場合は、速やかに仮渡し対象面積又は仮渡し対象組合員数、仮渡し共済金の額及び災害の種類を農林水産省経営局長に報告するものとする。

## 第5節 共済金の支払に関する留意事項

組合等は、麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦に限る。）の共済金支払対象組合員等のうち、引受要綱第4章第1節第1の5に規定する対策加入者管理コードを付与する通知の写しを提出した組合員等（前年度以前に同一の管理コードを付与され、その管理コードを付与する旨の通知の写しを既に提出しており、再提出の必要のない組合員等を含む。）に対して共済金支払通知書を通知する際、当該農産物について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第1項第2号の交付金が交付されないことが明らかになった場合（収穫皆無等による場合を除く。）には、引受変更の上、共済金の一部を返還請求することを当該通知書に明記し、組合員等に対し周知するものとする。